

京 都 府 地 域 防 災 計 画
新 旧 対 照 表

令 改 和 7 年 度 案

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	--------------------

頁	現行	修正	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
8	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第5 指定公共機関 14 日本銀行（京都支店） (1) 通貨の円滑な供給の確保 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第5 指定公共機関 14 日本銀行（京都支店） (1) 通貨の円滑な供給の確保 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等	震災対策計画編の表現と合わせた修正 【日本銀行京都支店】
11	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (3) たん水の防排除施設の整備と運用	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (3) 湛水の防排除施設の整備と運用	「湛水」への表記統一に伴う修正。 【近畿農政局】
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
20	第1章 気象等観測・予報計画（各機関） 第2節 計画の内容 第3 気象に関する防災気象情報 特別警報・警報・注意報の種類と概要 霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	第1章 気象等観測・予報計画（各機関） 第2節 計画の内容 第3 気象に関する防災気象情報 特別警報・警報・注意報の種類と概要 霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>（削除）</u> 晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	京都では早霜を対象としないことに伴う修正 【京都地方气象台】
28	「50年に一度の積雪深」の地点別一覧 令和5年11月1日現在 地点名 50年に一度の積雪深 峰山 125	「50年に一度の積雪深」の地点別一覧 <u>令和6年11月1日</u> 現在 地点名 50年に一度の積雪深 峰山 <u>124</u>	時点更新に伴う修正 【京都地方气象台】
29	警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和5年6月8日</u> 現在	警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和6年5月23日</u> 現在	時点更新に伴う修正 【京都地方气象台】
31	（別表2）洪水警報基準 <u>令和5年6月8日</u> 現在	（別表2）洪水警報基準 <u>令和6年5月23日</u> 現在	時点更新に伴う修正 【京都地方气象台】
34	（別表4）洪水注意報基準 <u>令和5年6月8日</u> 現在	（別表4）洪水注意報基準 <u>令和6年5月23日</u> 現在	時点更新に伴う修正 【京都地方气象台】

頁	現行	修正	修正理由																																																																																																														
41	●大雨（雪）情報発表例（例文３）	●大雨（ <u>竜巻などの激しい突風</u> ）情報発表例（例文３）	内容の修正 【京都地方気象台】																																																																																																														
45	第２節 計画の内容 第４ 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 １ 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 洪水予報基準点（京都府関連） <table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>基準点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th><th>氾濫する可能性のある水位</th><th>計画高水位</th></tr><tr><td rowspan="5">淀川</td><td>宇治川</td><td>植尾山</td><td>3.00</td><td>3.50</td><td>3.60</td><td>4.20</td><td>—</td></tr><tr><td>淀川</td><td>枚方</td><td>4.50</td><td>5.40</td><td>5.50</td><td>8.10</td><td>6.36</td></tr><tr><td>桂川下流</td><td>桂</td><td>3.80</td><td>3.90</td><td>4.00</td><td>4.40</td><td>5.06</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>加茂</td><td>4.50</td><td>5.90</td><td>6.00</td><td>6.80</td><td>9.01</td></tr><tr><td>木津川上流</td><td>岩倉</td><td>6.00</td><td>6.70</td><td>7.70</td><td>9.04</td><td>10.50</td></tr><tr><td rowspan="2">由良川</td><td>由良川</td><td>綾部</td><td>3.50</td><td>5.00</td><td>6.00</td><td>7.78</td><td>8.12</td></tr><tr><td>由良川・土師川</td><td>福知山</td><td>4.00</td><td>5.00</td><td>5.90</td><td>7.94</td><td>7.74</td></tr></table>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	計画高水位	淀川	宇治川	植尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	—	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	8.10	6.36	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	4.40	5.06	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	6.80	9.01	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	9.04	10.50	由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	7.78	8.12	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.94	7.74	第２節 計画の内容 第４ 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 １ 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 洪水予報基準点（京都府関連） <table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>基準点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th><th>計画高水位</th></tr><tr><td rowspan="5">淀川</td><td>宇治川</td><td>植尾山</td><td>3.00</td><td>3.50</td><td>3.60</td><td>—</td></tr><tr><td>淀川</td><td>枚方</td><td>4.50</td><td>5.40</td><td>5.50</td><td>6.36</td></tr><tr><td>桂川下流</td><td>桂</td><td>3.80</td><td>3.90</td><td>4.00</td><td>5.06</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>加茂</td><td>4.50</td><td>5.90</td><td>6.00</td><td>9.01</td></tr><tr><td>木津川上流</td><td>岩倉</td><td>6.00</td><td>6.70</td><td>7.70</td><td>10.50</td></tr><tr><td rowspan="2">由良川</td><td>由良川</td><td>綾部</td><td>3.50</td><td>5.00</td><td>6.00</td><td>8.12</td></tr><tr><td>由良川・土師川</td><td>福知山</td><td>4.00</td><td>5.00</td><td>5.90</td><td>7.74</td></tr></table> <u>※「氾濫する可能性のある水位」の削除</u>	水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	淀川	宇治川	植尾山	3.00	3.50	3.60	—	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	10.50	由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74	気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」等を踏まえた改定に伴う修正 【建設交通部】
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	計画高水位																																																																																																										
淀川	宇治川	植尾山	3.00	3.50	3.60	4.20	—																																																																																																										
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	8.10	6.36																																																																																																										
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	4.40	5.06																																																																																																										
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	6.80	9.01																																																																																																										
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	9.04	10.50																																																																																																										
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	7.78	8.12																																																																																																										
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.94	7.74																																																																																																										
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																																																																											
淀川	宇治川	植尾山	3.00	3.50	3.60	—																																																																																																											
	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	6.36																																																																																																											
	桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06																																																																																																											
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01																																																																																																											
	木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	10.50																																																																																																											
由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12																																																																																																											
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74																																																																																																											
51	水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 河川名 水防団待機（指定） 水防団注意（警戒） 水位 水位 古川 <u>1.80</u> <u>2.20</u>	水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 河川名 水防団待機（指定） 水防団注意（警戒） 水位 水位 古川 <u>1.90</u> <u>3.10</u>	河川改修の完了に伴う水位の見直しによる修正 【建設交通部】																																																																																																														
53	水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 河川名 所在地 宇川 京丹後市丹後町 <u>平</u> 小字長楽592番地先	水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 河川名 所在地 宇川 京丹後市丹後町 <u>字井上</u> 小字長楽592番地先	施設管理台帳に準拠した修正 【丹後広域振興局】																																																																																																														

頁	現行	修正	修正理由																								
56	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th>津波警報等の種類</th><th>発表基準</th><th>津波の高さの予想の区分</th></tr><tr><td>大津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>(略)</td></tr></table> 注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(略)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	(略)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(略)	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th>津波警報等の種類</th><th>発表基準</th><th>津波の高さの予想の区分</th></tr><tr><td>大津波警報（注2）</td><td>予想される最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>(略)</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>(略)</td></tr></table> 注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 注2 大津波警報を特別警報に位置づけている	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	大津波警報（注2）	予想される最大波の高さが高いところで3mを超える場合	(略)	津波警報	予想される最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	(略)	津波注意報	予想される最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(略)	気象庁HPの内容に基づく修正 【京都地方気象台】
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分																									
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	(略)																									
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	(略)																									
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(略)																									
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分																									
大津波警報（注2）	予想される最大波の高さが高いところで3mを超える場合	(略)																									
津波警報	予想される最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	(略)																									
津波注意報	予想される最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	(略)																									
63	第13 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部） 4 連絡系統 河川課・砂防課 デジタル疎水 (行政情報提供システム) 住民	第13 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部） 4 連絡系統 河川課・砂防課 インターネット 住民	伝達手段の変更に伴う修正 【建設交通部】																								
66	表「京都府 雨量観測所（テレメーター）」 <table><tr><th>No</th><th>観測所名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>13</td><td>宇川</td><td>京丹後市丹後町平小字長楽592番地先</td></tr></table>	No	観測所名	所在地	13	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽592番地先	表「京都府 雨量観測所（テレメーター）」 <table><tr><th>No</th><th>観測所名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>13</td><td>宇川</td><td>京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先</td></tr></table>	No	観測所名	所在地	13	宇川	京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先	施設管理台帳に準拠した修正 【丹後広域振興局】												
No	観測所名	所在地																									
13	宇川	京丹後市丹後町平小字長楽592番地先																									
No	観測所名	所在地																									
13	宇川	京丹後市丹後町字井上小字長楽592番地先																									

頁	現行	修正	修正理由
69	表「(イ) 水位観測所(通常水位計)」 No 観測所名 所在地 13 宇川 京丹後市丹後町平小字長楽592番地先	表「(イ) 水位観測所(通常水位計)」 No 観測所名 所在地 13 宇川 京丹後市丹後町 <u>字井上</u> 小字長楽592番地先	施設管理台帳に準拠した修正 【丹後広域振興局】
74	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (府建設交通部) (エ) 河川監視カメラ (令和 <u>6</u> 年4月1日現在) 中丹東土木事務所長 No 河川名 箇所名 所在地 8 米田川 米田川 舞鶴市字上安 設置箇所合計 75箇所	第14 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視(府建設交通部) (エ) 河川監視カメラ (令和 <u>7</u> 年4月1日現在) 中丹東土木事務所長 No 河川名 箇所名 所在地 8 米田川 米田川 舞鶴市字上安 <u>9 伊佐津川 ニツ橋 舞鶴市大内</u> 設置箇所合計 <u>76</u> 箇所	河川監視カメラの更新に伴う修正 【建設交通部】
115	第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第4 早期被害情報収集システムの整備 衛星車載局指令車、ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。	第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第4 早期被害情報収集システムの整備 <u>府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送</u> 、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。	衛星車載局の廃車、危機管理センターの整備、防災基本計画修正(令和6年5月)に伴う修正 【危機管理部】
129	第3章 河川防災計画 畑川ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合本部	第3章 河川防災計画 畑川ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 <u>消防</u> 本部	本部名の修正 【京都中部広域消防組合消防本部】
130	第4章 林地保全計画 第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積342,317haのうち、民有林森林面積は334,996haであり、そのうち106,174haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。	第4章 林地保全計画 第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積 <u>342,243ha</u> のうち、民有林森林面積は <u>334,922ha</u> であり、そのうち <u>106,340ha</u> は水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。	時点修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由																																												
131	第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 令和4年度末の府内の民有林人工林面積は126,418haである。近年、造林面積は40から90ha程度で推移しており、減少の傾向にある。 <u>さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。</u>	第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 令和5年度末の府内の民有林人工林面積は126,452haである。近年、造林面積は70から100ha程度で推移しているが、人工林の伐採後に植林されないケースもあり、伐採跡地における森林の<u>確実な更新が重要である。</u>	面積の時点修正 【農林水産部】																																												
132	第4 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 令和4年3月現在	第4 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 令和6年3月現在	時点更新に伴う修正 【農林水産部】																																												
133	第5章 砂防関係事業計画 第1節 総則 土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。	第5章 砂防関係事業計画 第1節 総則 土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の<u>土砂災害警戒区域等</u>、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。	国通知「土砂災害危険箇所における今後の取扱いについて」に基づく修正 【建設交通部】																																												
133	第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (令和6年2月29日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th><th colspan="2">区域指定</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>警戒区域</th><th>うち特別警戒区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流</td><td>6,866箇所</td><td>4,383箇所</td><td rowspan="5">久御山町を除く府内25市町村</td></tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td><td>10,393箇所</td><td>10,171箇所</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>60箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>17,319箇所</td><td>14,554箇所</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	区域指定		備考	警戒区域	うち特別警戒区域	土石流	6,866箇所	4,383箇所	久御山町を除く府内25市町村	急傾斜地の崩壊	10,393箇所	10,171箇所	地すべり	60箇所	—	合計	17,319箇所	14,554箇所				第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (令和7年2月28日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th><th colspan="2">区域指定</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>警戒区域</th><th>うち特別警戒区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流</td><td>6,868箇所</td><td>4,379箇所</td><td rowspan="5">久御山町を除く府内25市町村</td></tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td><td>10,434箇所</td><td>10,204箇所</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>60箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>17,362箇所</td><td>14,583箇所</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	区域指定		備考	警戒区域	うち特別警戒区域	土石流	6,868箇所	4,379箇所	久御山町を除く府内25市町村	急傾斜地の崩壊	10,434箇所	10,204箇所	地すべり	60箇所	—	合計	17,362箇所	14,583箇所				区域指定箇所数の更新に伴う修正 【建設交通部】
自然現象の種類	区域指定		備考																																												
	警戒区域	うち特別警戒区域																																													
土石流	6,866箇所	4,383箇所	久御山町を除く府内25市町村																																												
急傾斜地の崩壊	10,393箇所	10,171箇所																																													
地すべり	60箇所	—																																													
合計	17,319箇所	14,554箇所																																													
自然現象の種類	区域指定		備考																																												
	警戒区域	うち特別警戒区域																																													
土石流	6,868箇所	4,379箇所	久御山町を除く府内25市町村																																												
急傾斜地の崩壊	10,434箇所	10,204箇所																																													
地すべり	60箇所	—																																													
合計	17,362箇所	14,583箇所																																													

頁	現行	修正	修正理由
137	第7節 砂防対策計画 第1 現状 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和6年2月29日現在) 面的な指定 示数 54 溪流の指定 渓流数 <u>1,074</u>	第7節 砂防対策計画 第1 現状 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和6年2月29日現在) 面的な指定 示数 54 溪流の指定 渓流数 <u>1,077</u>	溪流の指定数の更新に伴う修正 【建設交通部】
139	第9節 地すべり対策計画 地すべり防止一覧表 <u>令和6年4月1日現在</u>	第9節 地すべり対策計画 地すべり防止一覧表 <u>令和7年4月1日現在</u>	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
140	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,393箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。 (中略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>347箇所</u>となっている。	第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が<u>10,434</u>箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。 (中略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>344</u>箇所となっている。	土砂災害警戒区域指定箇所数の更新及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数の訂正に伴う修正 【建設交通部】
143	表「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」 市町村名 危険区域名 面積(ha) 伊根町 336小坪 <u>1.70</u>	表「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」 市町村名 危険区域名 面積(ha) 伊根町 336小坪 <u>0.17</u>	誤記の修正 【丹後広域振興局】
149	第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用施設関係 併せてため池については、<u>気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など、洪水対策の充実を図る。</u>さらに、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池の施設整備を実施する。	第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用施設関係 併せてため池については、<u>ため池監視システムの導入により、ため池の監視管理体制の強化及び流域治水対策の充実を図る。</u>さらに、<u>府内において平成30年7月豪雨や令和5年台風第7号でも甚大な被害が発生しており、全国的にも災害の激甚化・頻発化していることを踏まえて、決壊防止等を図るため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。</u>	ため池監視システムの監視管理体制の強化や流域治水の取組に活用していること等に伴う修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由
150	第3節 計画の内容 第1 一般事項 1 ソフト対策 (2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等 また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、<u>防災情報として関係者に提供するシステム整備を進めるとともに、関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。</u>	第3節 計画の内容 第1 一般事項 1 ソフト対策 (2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等 また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、<u>ため池防災支援システムにより関係者に防災情報を提供し、</u>関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。	国のため池防災支援システム構築に伴う修正 【農林水産部】
150	第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 エ <u>洪水吐き</u>及び下流放水路障害物の除去	第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 エ <u>洪水吐</u>及び下流放水路障害物の除去	文言の修正 【近畿農政局】
150	(2) 頭首工 ア 洪水流下を阻害しないように<u>取水</u>、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習	(2) 頭首工 ア 洪水流下を阻害しないように<u>取水口</u>、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習	文言の修正 【近畿農政局】
156	第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第4 巨椋池地区 近年、流域内周辺部の都市開発等により流出量が増加したことから、国営総合農地防災事業により巨椋池排水機場の全面改修が実施され、平成17年4月に供用が開始された。	第7章 内水対策計画 第3節 土地改良区等の対策 第4 巨椋池地区 近年、流域内周辺部の都市開発等により流出量が増加したことから、国営総合農地防災事業により巨椋池排水機場の全面改修が実施され、平成17年4月に供用が開始された。<u>また、淀川水系流域治水プロジェクトにおいて、排水機場の機能保全の取り組みを位置づけ、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を行っている。</u>	流域治水プログラムへの位置づけについての明記に伴う修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由																
157	第4節 下水道による対策 第1 流域下水道 京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象として、浸水を防除するために流域下水道（いろは呑（どん）龍（りゅう）トンネル）の整備を進めており、平成23年10月までに北幹線第1号～第3号管渠を、令和4年3月には南幹線管渠及び呑龍ポンプ場を供用開始している。施設の管理は下水道管理者である京都府が行うが、北幹線第1号管渠の管理については、向日市に委託している。 なお、流入の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。 http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html、 携帯電話用→http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html	第4節 下水道による対策 第1 流域下水道 京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象に、<u>浸水を防除するための雨水対策事業として、いろは呑龍（どんりゅう）トンネルの整備を進めている。平成23年10月までに北幹線管渠が、令和4年3月に南幹線管渠及び呑龍ポンプ場が、令和6年3月に調整池が供用開始しており、施設の管理は下水道管理者である京都府が行っている。</u> なお、流入の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。 http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html（<u>削除</u>）	令和6年度末の状況に修正及び古いデータへのリンク削除に伴う修正 【建設交通部】																
158	第1 流域下水道 <table><tr><td>排水面積</td><td>約1,421ha</td></tr><tr><td>所在地</td><td>向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺</td></tr><tr><td>管渠延長</td><td>約9.0km</td></tr><tr><td>対策量</td><td>約21.9万m³</td></tr></table>	排水面積	約1,421ha	所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺	管渠延長	約9.0km	対策量	約21.9万m ³	第1 流域下水道 <table><tr><td>排水面積</td><td>約1,421ha</td></tr><tr><td>所在地</td><td>向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺</td></tr><tr><td>管渠延長</td><td>約9.0km</td></tr><tr><td>対策量</td><td><u>約23.8万m³</u></td></tr></table>	排水面積	約1,421ha	所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺	管渠延長	約9.0km	対策量	<u>約23.8万m³</u>	令和6年度末時点への更新に伴う修正 【建設交通部】
排水面積	約1,421ha																		
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺																		
管渠延長	約9.0km																		
対策量	約21.9万m ³																		
排水面積	約1,421ha																		
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺																		
管渠延長	約9.0km																		
対策量	<u>約23.8万m³</u>																		
158	第2 公共下水道・都市下水路 府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場は次のとおりである。	第2 公共下水道・都市下水路 府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場<u>及び貯留施設</u>は次のとおりである。	流域下水道の記述にあわせた文言の修正 【建設交通部】																

頁	現行	修正	修正理由																				
158	<table border="1"> <tr> <th>市町村名</th><th>ポンプ場名</th><th>現有能力 (m³/s)</th><th>排水先</th></tr> <tr> <td>福知山市</td><td>和久市第1 ポンプ場</td><td>9.4</td><td>由良川</td></tr> </table>	市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先	福知山市	和久市第1 ポンプ場	9.4	由良川	<table border="1"> <tr> <th>市町村名</th><th>ポンプ場名</th><th>現有能力 (m³/s)</th><th>排水先</th></tr> <tr> <td>福知山市</td><td>和久市第1 ポンプ場</td><td>9.4</td><td>由良川</td></tr> <tr> <td></td><td><u>段畑雨水ポンプ場</u></td><td><u>7.2</u></td><td><u>由良川</u></td></tr> </table>	市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先	福知山市	和久市第1 ポンプ場	9.4	由良川		<u>段畑雨水ポンプ場</u>	<u>7.2</u>	<u>由良川</u>	ポンプ場の新規設置に伴う修正 【福知山市】
市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先																				
福知山市	和久市第1 ポンプ場	9.4	由良川																				
市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先																				
福知山市	和久市第1 ポンプ場	9.4	由良川																				
	<u>段畑雨水ポンプ場</u>	<u>7.2</u>	<u>由良川</u>																				
170	第11章 防災営農対策計画 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第1 農作物対策 1 麦類 (3) 雪腐病防除 病害虫防除指導指針による。	第11章 防災営農対策計画 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第1 農作物対策 1 麦類 (3) 雪腐病防除 <u>根雪前の薬剤防除による。</u>	防除指針での記載がなくなったことによる修正 【農林水産部】																				
172	5 茶園 (3) 管理 ア 10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、敷草を行う。(10a当たり2,000kg程度)	5 茶園 (3) 管理 ア 10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、 <u>株元に</u> 敷草を行う。(10a当たり2,000kg程度)	敷草を行う場所を明記することに伴う修正 【農林水産部】																				
184	第12章 建築物防災計画 第2節 宅地の防災計画 第1 宅地防災への対応 宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、昭和39年3月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市のそれぞれの一部山地傾斜地について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、「宅地造成等規制法」による規制を行い、さらに昭和43年11月5日には向日市、長岡京市、大山崎町の山間傾斜地についても追加指定を受け、がけくずれ、土砂の流出による災害に備えてきたので、以後宅地災害は年々減少してきている。また、平地における宅地造成においても、その造成計画の中には、無計画、無秩序なものが目立ってきたので、都市計画法に基づき開発行為等の規制を行い、一般的に安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策を進めている。	第12章 建築物防災計画 第2節 宅地の防災計画 第1 宅地防災への対応 宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、 <u>旧宅地造成等規制法に基づき、昭和37年11月13日及び昭和43年6月5日に京都市の、昭和39年3月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市の、昭和43年11月5日には向日市、長岡京市、大山崎町の、各一部の丘陵地等について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、宅地造成に伴う災害の防止を図ってきた。</u> <u>令和7年5月1日以降は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、府全域に対し宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を新たに指定（京都市は独自に令和6年6月6日指定）したことを踏まえ、市町村とも連携しながら、盛土等の崩落による災害の防止対策を進めていく。</u> <u>また、建築等を伴う宅地造成に関しても、都市計画法</u>	宅地造成及び特定盛土等規制法の本格運用及び記述の整理に伴う修正。 (※京都府 令和7年5月1日運用開始) 【建設交通部】																				

		に基づく開発許可制度を適切に運用することにより、安全な住宅地が供給されるよう対策を進める。	
頁	現行	修正	修正理由
186	第13章 文化財災害要望計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に727棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている682棟のうち、未設置のものは12棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,192棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の319棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。	第13章 文化財災害要望計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。	時点修正 【教育庁】
186	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在576所有者、929件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが186件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の743件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは54件ある。残る689件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。	時点修正 【教育庁】
186	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は141件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は113件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	時点修正 【教育庁】

頁	現行	修正	修正理由
191	第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第3 毒物、劇物予防対策 青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。 <u>毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。</u> 府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市所管以外の京都市内）並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。	第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第3 毒物、劇物予防対策 青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。 <u>また、業務上毒物劇物を取扱う全ての者は、盗難・紛失防止のための措置を講じるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。</u> <u>加えて、毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることとなっている。</u> 府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市所管以外の京都市内）並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。	表示、流出防止等の措置は、届出を要しない業務上取扱者にも課されており、法の趣旨を明確化にすることによる修正 【健康福祉部】
198	第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第9 市町村の消防計画 5 その他の消防活動 (3) 救急救助活動 あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。	第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第9 市町村の消防計画 5 その他の消防活動 (3) 救急救助活動 あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。 <u>なお、車両や資機材については、小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																																																																	
219	第19章 資材器材等整備計画 第2節 応急復旧資材確保計画 第2 水防用施設資材器材 1 水防倉庫 (1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、<u>担当堤防延長1kmから2kmまで1箇所とする。</u>	第19章 資材器材等整備計画 第2節 応急復旧資材確保計画 第2 水防用施設資材器材 1 水防倉庫 (1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、<u>堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。</u>	京都府水防計画の表記と合わせた修正 【建設交通部】																																																																	
219	3 水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準は次のとおりである。 資材 <table><tr><td>品目</td><td>数量</td><td>品目</td><td>数量</td><td>品目</td><td>数量</td></tr><tr><td>かます・俵</td><td rowspan="2">600枚</td><td>むしろ</td><td>100枚</td><td>鉄線（10番）</td><td>100kg</td></tr><tr><td>布袋類</td><td>釘（15cm）</td><td>12kg</td><td>鉄線（8番）</td><td>100kg</td></tr><tr><td>なわ</td><td>600kg</td><td>杉丸田</td><td>150本</td><td>割木</td><td>50束</td></tr><tr><td>ローソク</td><td>50本</td><td>長1.8m末口 6cm長</td><td></td><td>予備土 玉石</td><td>若干</td></tr><tr><td>竹（竹抗用を含む）</td><td>50本</td><td>1.6m末口 9cm</td><td></td><td>予備砂利</td><td></td></tr></table>	品目	数量	品目	数量	品目	数量	かます・俵	600枚	むしろ	100枚	鉄線（10番）	100kg	布袋類	釘（15cm）	12kg	鉄線（8番）	100kg	なわ	600kg	杉丸田	150本	割木	50束	ローソク	50本	長1.8m末口 6cm長		予備土 玉石	若干	竹（竹抗用を含む）	50本	1.6m末口 9cm		予備砂利		3 水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準は次のとおりである。 資材 <table><tr><td>品目</td><td>数量</td><td>品目</td><td>数量</td><td>品目</td><td>数量</td></tr><tr><td>袋類</td><td>600枚</td><td>鉄線（10番）</td><td>100枚</td><td>杉丸太</td><td></td></tr><tr><td>なわ</td><td>600kg</td><td>鉄線（8番）</td><td>100kg</td><td>長1.8m末口 6cm</td><td>150本</td></tr><tr><td>むしろ</td><td>100枚</td><td>割木</td><td>50束</td><td>長3.6m末口 9cm</td><td></td></tr><tr><td>くぎ（6インチ）</td><td>12kg</td><td>竹（竹抗用を含む）</td><td>50本</td><td>砂・玉石・砂利</td><td>若干</td></tr></table>	品目	数量	品目	数量	品目	数量	袋類	600枚	鉄線（10番）	100枚	杉丸太		なわ	600kg	鉄線（8番）	100kg	長1.8m末口 6cm	150本	むしろ	100枚	割木	50束	長3.6m末口 9cm		くぎ（6インチ）	12kg	竹（竹抗用を含む）	50本	砂・玉石・砂利	若干	京都府水防計画の表記と合わせた修正 【建設交通部】
品目	数量	品目	数量	品目	数量																																																															
かます・俵	600枚	むしろ	100枚	鉄線（10番）	100kg																																																															
布袋類		釘（15cm）	12kg	鉄線（8番）	100kg																																																															
なわ	600kg	杉丸田	150本	割木	50束																																																															
ローソク	50本	長1.8m末口 6cm長		予備土 玉石	若干																																																															
竹（竹抗用を含む）	50本	1.6m末口 9cm		予備砂利																																																																
品目	数量	品目	数量	品目	数量																																																															
袋類	600枚	鉄線（10番）	100枚	杉丸太																																																																
なわ	600kg	鉄線（8番）	100kg	長1.8m末口 6cm	150本																																																															
むしろ	100枚	割木	50束	長3.6m末口 9cm																																																																
くぎ（6インチ）	12kg	竹（竹抗用を含む）	50本	砂・玉石・砂利	若干																																																															
220	第3 警備用資材器材等 1 警察関係の災害警備用装備資機材 (1)定期点検整備 毎年1回、出水期前に本部、機動隊及び各警察署において災害警備活動用装備資機材の点検整備を実施する。 (2)自主点検整備 毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の<u>自主点検</u>を実施する。	第3 警備用資材器材等 1 警察関係の災害警備用装備資機材 (1)<u>資機材整備</u> <u>災害警備用資機材の整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u> (2)定期点検整備 毎年1回、出水期前に本部、機動隊及び各警察署において災害警備活動用装備資機材の点検整備を実施する。 (3)自主点検整備 毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の<u>点検整備</u>を実施する。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【府警本部】																																																																	
221	第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 4 備蓄物資の保管 (1) スタジアム倉庫：亀岡市<u>追分町</u> サンガスタジアム by KYOCERA 京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目 旧府知的障害者更生相談所	第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 4 備蓄物資の保管 (1) スタジアム倉庫：亀岡市<u>亀岡駅北</u> サンガスタジアム by KYOCERA 京都倉庫：<u>京都市上京区丁子風呂町 京都府庁西別館車庫</u>	土地区画整理事業の一環による住所名変更に伴う修正 【文化生活部】 備蓄倉庫移転に伴う住所の修正 【危機管理部】																																																																	

頁	現行	修正	修正理由
222	第3 物資の調達体制の整備 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。 3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。 (新設) 4 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。	第3 物資の調達体制の整備 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。 3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の<u>物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））</u>を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。 <u>4 府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 5 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
224	食料品の調達等系統 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。 2 <u>必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。</u> ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。	食料品の調達等系統 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。 2 <u>必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあつ旋することができる。</u> ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者 <u>(削除)</u> とする。	調達及びあつ旋ルートの修正 【危機管理部】 【文化生活部】

頁	現行	修正	修正理由																								
242	第25章 交通対策及び輸送計画 緊急交通路指定予定路線一覧表 <table><tr><th>区 分</th><th>道 路 名</th><th>区 間</th></tr><tr><td rowspan="4">高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)</td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td>山陰近畿自動車道</td><td>京丹後大宮IC～宮津天橋立IC</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table>	区 分	道 路 名	区 間	高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC	⋮	⋮	第25章 交通対策及び輸送計画 緊急交通路指定予定路線一覧表 <table><tr><th>区 分</th><th>道 路 名</th><th>区 間</th></tr><tr><td rowspan="4">高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)</td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td>山陰近畿自動車道</td><td><u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table>	区 分	道 路 名	区 間	高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>	⋮	⋮	起点と終点の誤りの修正 【建設交通部】
区 分	道 路 名	区 間																									
高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC																									
	⋮	⋮																									
区 分	道 路 名	区 間																									
高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>																									
	⋮	⋮																									
243	緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <table><tr><td></td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td></td><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td></td><td>山陰近畿自動車道</td><td>京丹後大宮IC～宮津天橋立IC</td></tr></table>		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境		京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC		山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC	緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <table><tr><td></td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td></td><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td></td><td>山陰近畿自動車道</td><td><u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u></td></tr></table>		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境		京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC		山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>	起点と終点の誤りの修正 【建設交通部】						
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC																									
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～ 大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>																									
247	第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第5 災害医療コーディネーター等の委嘱 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。 (新設)	第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第5 災害医療コーディネーター等の委嘱 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。 <u>4 府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。</u>	令和6年度の要綱策定による災害薬事コーディネーターの委嘱を今後行うことによる修正 【健康福祉部】																								

頁	現行	修正	修正理由
247	第6 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備 府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄するとともに、委託協定を締結するなどにより、関係団体の協力を得て、その確保に努める。	第6 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備 府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。 <u>また、京都府医薬品卸協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や(一社)京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。</u>	震災対策計画編の表現と統一化を図ることに伴う修正 【健康福祉部】
250	第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊婦</u> 等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。	第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊産婦</u> 等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。	産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】
251	第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、 <u>社会福祉事業者も含め、</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。	第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、 <u>保健師、福祉関係者、NPO等の</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
253	第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 3（2） <u>仮設便所</u> やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。	第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 3（2） <u>仮設トイレ</u> やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【総合政策環境部】

頁	現行	修正	修正理由
257	第31章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 被災地緊急サポートチームの整備 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。	第31章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 <u>京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣</u> 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】
266	第34章 避難に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	第34章 避難に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄等 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、 <u>簡易ベッド</u> 、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄 <u>を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、</u> 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 <u>なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）及び【府通知（7災第53号）】災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置について（通知）に伴う修正 【危機管理部】
266	第3 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営	第3 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、 <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画や</u> マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。 <u>また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

	に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。																						
頁	現行	修正	修正理由																					
275	第11節 車中避難計画 さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。 (新設)	第11節 車中避難計画 さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。 <u>府及び市町村は、車中避難場所が設置された場合は、車中泊避難を行うための場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うための場所の避難者に対しても提供するものとする。</u> <u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】																					
283	第38章 広域防災活動拠点計画 第1節 広域防災活動拠点の整備 府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。 [広域防災活動拠点の機能] ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能 ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能	第38章 広域防災活動拠点計画 第1節 広域防災活動拠点の整備 府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の <u>応援部隊</u> の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。 [広域防災活動拠点の機能] ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能 ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能	より大規模な組織を意味する表現に修正 【危機管理部】																					
284	第4節 広域防災活動拠点の整備 府は、大規模災害時のライフライン事業者等の <u>応援隊</u> の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。 <table><tr><td>地域</td><td>道の駅</td><td>所在地</td></tr><tr><td>中部</td><td>和</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部</td><td>京丹波 味夢の里</td><td>(略)</td></tr></table>	地域	道の駅	所在地	中部	和	(略)	中部	京丹波 味夢の里	(略)	第4節 広域防災活動拠点の整備 府は、大規模災害時のライフライン事業者等の <u>応援部隊</u> の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。 <table><tr><td>地域</td><td>道の駅</td><td>所在地</td><td><u>防災道の駅</u></td></tr><tr><td>中部</td><td>和</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>中部</td><td>京丹波 味夢の里</td><td>(略)</td><td>○</td></tr></table>	地域	道の駅	所在地	<u>防災道の駅</u>	中部	和	(略)		中部	京丹波 味夢の里	(略)	○	より大規模な組織を意味する表現に修正 【危機管理部】 防災道の駅指定に伴う修正 【建設交通部】
地域	道の駅	所在地																						
中部	和	(略)																						
中部	京丹波 味夢の里	(略)																						
地域	道の駅	所在地	<u>防災道の駅</u>																					
中部	和	(略)																						
中部	京丹波 味夢の里	(略)	○																					

頁	現行	修正	修正理由																																																																																														
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画																																																																																															
288	第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第3 雪害警戒（対策）本部の設置等 2 雪害対策本部及び支部 雪害警戒本部の設置後、高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。	第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第3 雪害警戒（対策）本部の設置等 2 雪害対策本部及び支部 <u>（削除）</u> 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障、鉄道における列車運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生するおそれがある場合等、被害の状況に応じて知事を本部長とする「雪害対策本部」を設置するとともに、当該地域を所管する広域振興局に府広域振興局長を支部長とする「雪害対策支部」を設置する。また、雪害が発生するおそれが解消したときは、知事（雪害対策本部長）が閉鎖を決定する。	孤立した集落の世帯数や住民の生命、健康に直ちに支障を来すものでない場合など、状況に応じて設置の要否を判断することに伴う修正 【危機管理部】																																																																																														
289	第4 道路雪害対策本部の設置 雪害発生時の本部設置基準 <table><tr><th colspan="3">雪害警戒本部</th></tr><tr><th>設置基準</th><th>本部長</th><th>活動内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）</td><td>知事</td><td>○降・積雪情報の収集・連絡</td></tr><tr><td>事務局</td><td>○道路除雪</td></tr><tr><td rowspan="2">※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。</td><td>危機管理総務課</td><td>○除雪計画路線外の路線除雪についての協議</td></tr><tr><td>災害対策課</td><td>○雪崩防止及び応急対策</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>原子力防災課</td><td>○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）</td></tr><tr><td>消防保安課</td><td>○教育等についての必要な対策</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>委員</td><td>○その他緊急事項の処理</td></tr><tr><td>防災監</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10"></td><td>危機管理総務課長</td><td></td></tr><tr><td>災害対策課長</td><td></td></tr><tr><td>原子力防災課長</td><td></td></tr><tr><td>消防保安課長</td><td></td></tr><tr><td>健康福祉総務課長</td><td></td></tr><tr><td>農政課長</td><td></td></tr><tr><td>監理課長</td><td></td></tr><tr><td>道路管理課長</td><td></td></tr><tr><td>交通政策課長</td><td></td></tr><tr><td>警察本部警務課警務第一課警務課長</td><td></td></tr></table>	雪害警戒本部			設置基準	本部長	活動内容	大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）	知事	○降・積雪情報の収集・連絡	事務局	○道路除雪	※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	危機管理総務課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議	災害対策課	○雪崩防止及び応急対策		原子力防災課	○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）	消防保安課	○教育等についての必要な対策		委員	○その他緊急事項の処理	防災監			危機管理総務課長		災害対策課長		原子力防災課長		消防保安課長		健康福祉総務課長		農政課長		監理課長		道路管理課長		交通政策課長		警察本部警務課警務第一課警務課長		第4 道路雪害対策本部の設置 雪害発生時の本部設置基準 <table><tr><th colspan="3">雪害警戒本部</th></tr><tr><th>設置基準</th><th>本部長</th><th>活動内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）</td><td>知事</td><td>○降・積雪情報の収集・連絡</td></tr><tr><td>事務局</td><td>○道路除雪</td></tr><tr><td rowspan="2">※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。</td><td>危機管理総務課</td><td>○除雪計画路線外の路線除雪についての協議</td></tr><tr><td>災害対策課</td><td>○雪崩防止及び応急対策</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>原子力防災課</td><td>○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）</td></tr><tr><td>消防保安課</td><td>○教育等についての必要な対策</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>委員</td><td>○その他緊急事項の処理</td></tr><tr><td>防災監</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10"></td><td>危機管理総務課長</td><td></td></tr><tr><td>災害対策課長</td><td></td></tr><tr><td>原子力防災課長</td><td></td></tr><tr><td>消防保安課長</td><td></td></tr><tr><td>健康福祉総務課長</td><td></td></tr><tr><td>農政課長</td><td></td></tr><tr><td>監理課長</td><td></td></tr><tr><td>道路管理課長</td><td></td></tr><tr><td>交通政策課長</td><td></td></tr><tr><td>警察本部警務課警務第一課警務課長</td><td></td></tr></table> <u>（削除）</u>	雪害警戒本部			設置基準	本部長	活動内容	大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）	知事	○降・積雪情報の収集・連絡	事務局	○道路除雪	※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	危機管理総務課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議	災害対策課	○雪崩防止及び応急対策		原子力防災課	○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）	消防保安課	○教育等についての必要な対策		委員	○その他緊急事項の処理	防災監			危機管理総務課長		災害対策課長		原子力防災課長		消防保安課長		健康福祉総務課長		農政課長		監理課長		道路管理課長		交通政策課長		警察本部警務課警務第一課警務課長		孤立した集落の世帯数や住民の生命、健康に直ちに支障を来すものでない場合など、状況に応じて設置の要否を判断することに伴う修正 【危機管理部】
雪害警戒本部																																																																																																	
設置基準	本部長	活動内容																																																																																															
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）	知事	○降・積雪情報の収集・連絡																																																																																															
	事務局	○道路除雪																																																																																															
※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	危機管理総務課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議																																																																																															
	災害対策課	○雪崩防止及び応急対策																																																																																															
	原子力防災課	○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）																																																																																															
	消防保安課	○教育等についての必要な対策																																																																																															
	委員	○その他緊急事項の処理																																																																																															
	防災監																																																																																																
	危機管理総務課長																																																																																																
	災害対策課長																																																																																																
	原子力防災課長																																																																																																
	消防保安課長																																																																																																
	健康福祉総務課長																																																																																																
	農政課長																																																																																																
	監理課長																																																																																																
	道路管理課長																																																																																																
	交通政策課長																																																																																																
	警察本部警務課警務第一課警務課長																																																																																																
雪害警戒本部																																																																																																	
設置基準	本部長	活動内容																																																																																															
大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき（1号配備）	知事	○降・積雪情報の収集・連絡																																																																																															
	事務局	○道路除雪																																																																																															
※大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	危機管理総務課	○除雪計画路線外の路線除雪についての協議																																																																																															
	災害対策課	○雪崩防止及び応急対策																																																																																															
	原子力防災課	○被害状況の調査及び収集（市町村への職員派遣等）																																																																																															
	消防保安課	○教育等についての必要な対策																																																																																															
	委員	○その他緊急事項の処理																																																																																															
	防災監																																																																																																
	危機管理総務課長																																																																																																
	災害対策課長																																																																																																
	原子力防災課長																																																																																																
	消防保安課長																																																																																																
	健康福祉総務課長																																																																																																
	農政課長																																																																																																
	監理課長																																																																																																
	道路管理課長																																																																																																
	交通政策課長																																																																																																
	警察本部警務課警務第一課警務課長																																																																																																

頁	現行	修正	修正理由																		
289	第4 道路雪害対策本部の設置 雪害発生時の本部設置基準 <table><tr><th colspan="3">雪害対策本部</th></tr><tr><th>設置基準</th><th>本部長</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合</td><td>知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ</td><td>○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡</td></tr></table>	雪害対策本部			設置基準	本部長	活動内容	①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡	第4 道路雪害対策本部の設置 雪害発生時の本部設置基準 <table><tr><th colspan="3">雪害対策本部</th></tr><tr><th>設置基準</th><th>本部長</th><th>活動内容</th></tr><tr><td><u>雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置</u> ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合</td><td>知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ</td><td>○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡</td></tr></table>	雪害対策本部			設置基準	本部長	活動内容	<u>雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置</u> ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡	孤立した集落の世帯数や住民の生命、健康に直ちに支障を来すものでない場合など、状況に応じて設置の要否を判断することに伴う修正 【危機管理部】
雪害対策本部																					
設置基準	本部長	活動内容																			
①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡																			
雪害対策本部																					
設置基準	本部長	活動内容																			
<u>雪害警戒本部の設置の有無に関わらず、以下の場合には被害の状況に応じて設置</u> ①降雪により、次のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき ア 高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障 イ 鉄道における列車運行支障 ②雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③その他雪害対策本部の設置の必要がある場合	知 事 ※事務局及び委員は、雪害警戒本部に同じ	○雪害応急対策実施 ○市町村及び防災関係機関との連携・連絡調整 ○国、他都道府県及び防災関係機関に対する応援要請 ○その他情報の収集連絡																			

頁	現行	修正	修正理由
290	第5 事故警戒（対策）本部の設置 1 事故警戒本部 <u>(1) 事故警戒本部の設置等</u> <u>突発的大事故が発生し、被害が予測されるときは、知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。</u> <u>(本部長 知事)</u>	第5 事故警戒（対策）本部の設置 1 事故警戒本部 <u>突発的大事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるときは、知事は事故警戒本部の設置を決定し、直ちに危機管理監（危機管理部長）が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動等の指示・調整を行う。</u> <u>(本部長 知事)</u> <u>(1) 事故警戒本部の設置基準</u> <u>ア 事故警戒本部基本配備</u> <u>事故対策計画編に記載の事故（石油類流出事故、海難事故、航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災、広域停電事故）等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が予測されるとき。</u> <u>イ 事故警戒本部1号配備</u> <u>事故による被害が発生し、さらなる被害の拡大及び二次災害のおそれ等があり、他の関係機関と連絡調整を行い、応急対策にあたる必要があるとき。</u>	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
290	(5) 事故警戒本部（支部）の主な業務 <u>ア 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達</u> <u>イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達</u> <u>ウ 市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整</u> <u>エ 警戒活動の実施</u>	(5) 事故警戒本部（支部）の主な業務 <u>ア 事故警戒本部基本配備</u> <u>(ア) 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達</u> <u>イ 事故警戒本部1号配備</u> <u>(ア) 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達</u> <u>(イ) 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達</u> <u>(ウ) 市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整</u> <u>(エ) 警戒活動の実施</u>	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																				
298	(図) 京都府災害対策本部組織図 教育部 総括班 管理班 教職員班 福利班 学校教育班 特別支援教育班 高校教育班 ICT教育推進班 保健体育班 社会教育班 文化財保護班	(図) 京都府災害対策本部組織図 教育部 総括班 管理班 教職員班 福利班 学校教育班 特別支援教育班 高校教育班 教育DX推進班 保健体育班 社会教育班 文化財保護班	組織名変更に伴う修正 【教育庁】																				
300	(表) 災害対策本部の事務分掌 <table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>文化生活部</td><td>(略)</td><td>人権啓発 推進班</td><td>人権啓発推 進室参事</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	文化生活部	(略)	人権啓発 推進班	人権啓発推 進室参事	(略)	(表) 災害対策本部の事務分掌 <table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>文化生活部</td><td>(略)</td><td>人権啓発 推進班</td><td>人権啓発推 進室企画参 事</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	文化生活部	(略)	人権啓発 推進班	人権啓発推 進室企画参 事	(略)	役職名変更に伴う修正 【文化生活部】
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																			
文化生活部	(略)	人権啓発 推進班	人権啓発推 進室参事	(略)																			
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																			
文化生活部	(略)	人権啓発 推進班	人権啓発推 進室企画参 事	(略)																			

頁	現行					修正					修正理由																												
301	<table><tr><th>部名</th><th>部長及び副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">健康福祉部</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">医療班</td><td rowspan="5">医療課長</td><td>1 医療救護及び助産に関すること。</td></tr><tr><td>2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。</td></tr><tr><td>4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td></td></tr></table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。	2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること。	3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。	4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。		<table><tr><th>部名</th><th>部長及び副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">健康福祉部</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">医療班</td><td rowspan="5">医療課長</td><td>1 医療救護及び助産に関すること。</td></tr><tr><td>2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。</td></tr><tr><td>4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td></td></tr></table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。	2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。	3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。	4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。		文言の修正 【健康福祉部】
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																			
健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。																																			
				2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること。																																			
				3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。																																			
				4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。																																			
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																			
健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。																																			
				2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。																																			
				3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。																																			
				4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。																																			
302	<table><tr><th>部名</th><th>部長及び副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">農林水産部</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">農村振興班</td><td rowspan="5">農村振興課長</td><td>1 河川・砂防班との連絡に関すること。</td></tr><tr><td>2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。</td></tr><tr><td>3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。	2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。	3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。			<table><tr><th>部名</th><th>部長及び副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">農林水産部</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">農村振興班</td><td rowspan="5">農村振興課長</td><td>1 河川・砂防班との連絡に関すること。</td></tr><tr><td>2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。</td></tr><tr><td>3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。	2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。	3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。			文言の修正 【近畿農政局】
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																			
農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。																																			
				2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。																																			
				3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。																																			
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																			
農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。																																			
				2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。																																			
				3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。																																			

頁	現行					修正					修正理由																																		
303	<table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">建設交通部</td><td rowspan="2">部長 建設交通部 長 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 <u>建設交通部副 部長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監兼副部長</u></td><td rowspan="2">住宅班</td><td rowspan="2">住宅課 長</td><td>1 府営住宅の応急修理 に關すること。</td></tr><tr><td>2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。</td></tr><tr><td colspan="5"></td><td>3 応急仮設住宅に關す ること。</td></tr></table>					部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	建設交通部	部長 建設交通部 長 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 <u>建設交通部副 部長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監兼副部長</u>	住宅班	住宅課 長	1 府営住宅の応急修理 に關すること。	2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。						3 応急仮設住宅に關す ること。	<table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">建設交通部</td><td rowspan="2">部長 建設交通部 長 副部長 <u>企画調整理事</u> 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監</u></td><td rowspan="2">住宅班</td><td rowspan="2"><u>住宅政 策課長</u> <u>住宅整 備課長</u></td><td>1 府営住宅の応急修理 に關すること。</td></tr><tr><td>2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。</td></tr><tr><td colspan="5"></td><td>3 応急仮設住宅に關す ること。</td></tr></table>					部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	建設交通部	部長 建設交通部 長 副部長 <u>企画調整理事</u> 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監</u>	住宅班	<u>住宅政 策課長</u> <u>住宅整 備課長</u>	1 府営住宅の応急修理 に關すること。	2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。						3 応急仮設住宅に關す ること。	組織改編に伴う修正 【建設交通部】
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																																									
建設交通部	部長 建設交通部 長 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 <u>建設交通部副 部長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監兼副部長</u>	住宅班	住宅課 長	1 府営住宅の応急修理 に關すること。																																									
				2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。																																									
					3 応急仮設住宅に關す ること。																																								
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																																									
建設交通部	部長 建設交通部 長 副部長 <u>企画調整理事</u> 副部長 <u>港湾局長</u> 副部長 建設交通部技 監 副部長 <u>公営企業管理 監</u>	住宅班	<u>住宅政 策課長</u> <u>住宅整 備課長</u>	1 府営住宅の応急修理 に關すること。																																									
				2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。																																									
					3 応急仮設住宅に關す ること。																																								
304	<table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="2">高校教 育班</td><td>高校改 革推 進 室長 高校教 育課長</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>I C T</u> <u>教育推 進班</u></td><td><u>I C T</u> <u>教育推 進課長</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推 進 室長 高校教 育課長	(略)	<u>I C T</u> <u>教育推 進班</u>	<u>I C T</u> <u>教育推 進課長</u>				<table><tr><th>部名</th><th>部長及び 副部長担当職</th><th>班名</th><th>班長 担当職</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="2">高校教 育班</td><td>高校改 革推 進 室長 高校教 育課長</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>教育D X推 進 班</u></td><td><u>教育D X推 進 課長</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推 進 室長 高校教 育課長	(略)	<u>教育D X推 進 班</u>	<u>教育D X推 進 課長</u>				組織名変更に伴う修正 【教育庁】				
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																																									
教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推 進 室長 高校教 育課長	(略)																																									
			<u>I C T</u> <u>教育推 進班</u>		<u>I C T</u> <u>教育推 進課長</u>																																								
部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌																																									
教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推 進 室長 高校教 育課長	(略)																																									
			<u>教育D X推 進 班</u>		<u>教育D X推 進 課長</u>																																								
306	第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整支部（以下「調整支部」という。）を設置する。					第10節 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整 <u>地域本部</u> の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整 <u>地域本部</u> （以下「調整 <u>地域本部</u> 」という。）を設置する。					国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更に伴う修正 【健康福祉部】																																		

頁	現行	修正	修正理由
306	※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康管理チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を指す。	※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u>、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）</u>、<u>災害支援ナース</u>等を指す。	DHEATの正式名称への修正及び改正医療法（令和6年4月施行）において、「災害支援ナース」がDMAT、DPAT同様の「災害・感染症医療業務従事者」と位置付けられたこと等に伴う修正 【健康福祉部】
307	第2 保健医療福祉調整本部・調整<u>支部</u>の設置 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。 2 調整<u>支部</u>は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。 第3 保健医療福祉調整本部・調整<u>支部</u>の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整<u>支部</u>長は、各保健所長とする。 第4 保健医療福祉調整本部・調整<u>支部</u>の機能 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整<u>支部</u>に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整<u>支部</u>等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。 3 調整<u>支部</u>は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。 4 調整<u>支部</u>は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。 第5 保健医療福祉調整本部・調整<u>支部</u>の役割	第2 保健医療福祉調整本部・調整<u>地域本部</u>の設置 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。 2 調整<u>地域本部</u>は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。 第3 保健医療福祉調整本部・調整<u>地域本部</u>の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整<u>地域本部</u>長は、各保健所長とする。 第4 保健医療福祉調整本部・調整<u>地域本部</u>の機能 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整<u>地域本部</u>に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整<u>地域本部</u>等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。 3 調整<u>地域本部</u>は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。 4 調整<u>地域本部</u>は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。 第5 保健医療福祉調整本部・調整<u>地域本部</u>の役割	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更に伴う修正 【健康福祉部】

頁	現行	修正	修正理由								
313	第2章 動員計画 第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員 <table><tr><td>体制</td><td>農林水産部</td></tr><tr><td>雪害対策本部</td><td>農政課 1 林業振興課 1</td></tr></table>	体制	農林水産部	雪害対策本部	農政課 1 林業振興課 1	第2章 動員計画 第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員 <table><tr><td>体制</td><td>農林水産部</td></tr><tr><td>雪害対策本部</td><td>農政課 1 林業振興課 1 <u>森の保全推進課 1</u></td></tr></table>	体制	農林水産部	雪害対策本部	農政課 1 林業振興課 1 <u>森の保全推進課 1</u>	体制強化に伴う修正 【農林水産部】
体制	農林水産部										
雪害対策本部	農政課 1 林業振興課 1										
体制	農林水産部										
雪害対策本部	農政課 1 林業振興課 1 <u>森の保全推進課 1</u>										
317	(表) 災害対策本部動員 <table><tr><td></td><td>教育部</td></tr><tr><td>2号動員</td><td>総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 保健体育班 2 <u>ICT教育推進班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10</td></tr></table>		教育部	2号動員	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 保健体育班 2 <u>ICT教育推進班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10	(表) 災害対策本部動員 <table><tr><td></td><td>教育部</td></tr><tr><td>2号動員</td><td>総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 <u>教育DX推進班 2</u> <u>保健体育班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10</td></tr></table>		教育部	2号動員	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 <u>教育DX推進班 2</u> <u>保健体育班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10	組織名変更及び建制順 の修正 【教育庁】
	教育部										
2号動員	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 保健体育班 2 <u>ICT教育推進班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10										
	教育部										
2号動員	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 <u>教育DX推進班 2</u> <u>保健体育班 2</u> 社会教育班 2 文化財保護班10										
325	第3章 通信情報連絡活動計画 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京丹後市 総務課	第3章 通信情報連絡活動計画 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京丹後市 <u>総務防災課</u>	組織改編に伴う修正 【京丹後市】								
328	防災機関と災害対策本部各部の分担 <table><tr><td>関 係 機 関</td><td>対策本部 担当部・班</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)</td></tr></table>	関 係 機 関	対策本部 担当部・班	独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)	防災機関と災害対策本部各部の分担 <table><tr><td>関 係 機 関</td><td>対策本部 担当部・班</td></tr><tr><td>独立行政法人都市再生機構</td><td>建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)</td></tr></table>	関 係 機 関	対策本部 担当部・班	独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)	組織改編に伴う修正 【建設交通部】
関 係 機 関	対策本部 担当部・班										
独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)										
関 係 機 関	対策本部 担当部・班										
独立行政法人都市再生機構	建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)										

頁	現行	修正	修正理由
334	第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第5 広聴活動 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。	第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第5 広聴活動 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。	文言の修正 【知事室長G】
352	第8章 避難等に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 2 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。 また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。	第8章 避難等に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運営管理等 2 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。 <u>なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。</u> また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、 <u>平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。</u>	第12回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正 【危機管理部】
352	3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対	3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、</u> トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 <u>なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、 <u>保健師、看護師、管理栄養士</u> 等による巡回	防災基本計画（令和6年5月）及び「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（令和6年11月）」を踏まえた修正 【危機管理部】

	策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 併せて、必要に応じ、「<u>ペットの同行避難ガイドライン</u>」に基づき、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。	の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」<u>（京都府生活衛生課作成）</u>に基づき、<u>飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>	「ペットの同行避難ガイドライン」作成者の補足に伴う修正 【文化生活部】
頁	現行	修正	修正理由
353	7 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	7 府及び市町村は、<u>在宅避難者や、</u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、<u>在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等</u>により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
354	第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「<u>京都府災害時保健師活動マニュアル</u>」及び「<u>京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）及び災害リハビリテ	第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 <u>府は、</u>発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「<u>京都府災害時保健活動マニュアル</u>」及び「<u>京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）、<u>災害リハビリテ</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】 マニュアル改定（R6.3改定）及び国通知（令和7年3月31日）において、D24Hの運用が明記されたことによる修正

	ーション支援チーム（JRAT）を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。 1 支援体制の企画・調整活動 ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。	ーション支援チーム（JRAT）<u>及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等</u>を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。 1 支援体制の企画・調整活動 ア <u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して</u>、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。	【健康福祉部】
頁	現行	修正	修正理由
382	第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第4 災害医療コーディネーター等の活動要請 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整支部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。 （新設）	第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第4 災害医療コーディネーター等の活動要請 <u>1 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整<u>地域本部</u>、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。 <u>2 災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。</u>	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更及び令和6年度の要綱策定による災害薬事コーディネーターの委嘱を今後行うことによる修正 【健康福祉部】
382	第7 助産等 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。	第7 助産等 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、<u>日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により</u>、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。	京都透析医会に京都府衛星通信系防災情報システム（地上系端末局）の設置を検討していることによる修正 【健康福祉部】
385	空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 DAMT調整本部 ※DAMT調整本部が要請を受けた場合は、DAMT調整本部が対応し、航空運用調整班へ通報する。航空運用調整班が要請を受けた場合は、DAMT調整本部へ依頼する。	空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 DMAT調整本部 ※DMAT調整本部が要請を受けた場合は、DMAT調整本部が対応し、航空運用調整班へ通報する。航空運用調整班が要請を受けた場合は、DMAT調整本部へ依頼する。	誤字の修正 【健康福祉部】

頁	現行	修正	修正理由
387	第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第3 食品衛生活動 (2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。） 避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。 (3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保 市町村等炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。	第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第3 食品衛生活動 (2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。） 避難所管理者は、「<u>「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）</u>」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。 (3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保 市町村等炊き出し実施者は、「<u>「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）</u>」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。	資料名の修正及び作成者の補足に伴う修正 【文化生活部】
392	第16章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第4 活動拠点の確保 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。	第16章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第4 活動拠点の確保 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
393	第5 資機材等の調達等 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。	第5 資機材等の調達等 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための<u>車両や</u>資機材を確保するものとする。	文言の修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
404	第20章 輸送計画 輸送計画の連絡系統 2 海上輸送を要請する場合 京都府漁業協同組合連合会	第20章 輸送計画 輸送計画の連絡系統 2 海上輸送を要請する場合 京都府漁業協同組合 (削除)	名称の修正 【農林水産部】
411	第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、 <u>京都府から管理業務の委託を受けている京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。</u>	第21章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、 (削除) 京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。	令和7年4月1日より公社が管理の主体となることによる文言修正 【建設交通部】
467	第28章 農林関係応急対策計画 第4節 春季高温障害対策 第2 農作物対策（夏季） 4 花き (1) 敷わら、敷草等は、厚さ5cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。 (2) 夕方に軽く畝間かん水に努める。 <u>なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸散を押さえるため、土の表面を浅く（1～2cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。</u>	第28章 農林関係応急対策計画 第4節 春季高温障害対策 第2 農作物対策（夏季） 4 花き <u>(1)夕方に軽く畝間かん水に努める。</u> <u>なお、用水の確保ができない場合は、水分の蒸散を押さえるため、土の表面を浅く（1～2cm程度）削り、敷わら、敷草等を行う。</u> <u>(2)敷わら、敷草等は、厚さ5cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。</u>	記載内容の修正 【山城広域振興局】
477	第10節 農林水産施設等応急対策計画 第2 農地、農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。 なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。	第10節 農林水産施設等応急対策計画 第2 農地、農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況 (削除) を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。 なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。	文言の修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由
477	4 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付ける。 (1) 機械の種類 排水機（エンジン付） (2) 貸付対象 災害の応急復旧を行うもの	4 近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。 (1) 機械の種類 排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等 (2) 貸付対象 災害時における応急排水や用水確保を行うもの	文章の修正 【近畿農政局】
483	第30章 災害対策本部等運用計画 第4節 災害派遣部隊等の活動 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合（第1の場合） (2) 陸上自衛隊第4施設団長 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100 勤務時間外：衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100	第30章 災害対策本部等運用計画 第4節 災害派遣部隊等の活動 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合（第1の場合） (2) 陸上自衛隊第4施設団長 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100 勤務時間外：衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100	陸上自衛隊第4施設団には衛星系がないことに伴う修正 【危機管理部】
484	2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合） (2) 陸上自衛隊第4施設団長 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100 勤務時間外：衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100	2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合） (2) 陸上自衛隊第4施設団長 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100 勤務時間外：衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100	陸上自衛隊第4施設団には衛星系がないことに伴う修正 【危機管理部】
484	(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部 衛星通信系防災情報システム 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100 勤務時間外：衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部 衛星通信系防災情報システム 衛星通信系防災情報システム 勤務時間内：衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100 勤務時間外：衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100	海上自衛隊舞鶴地方総監部には衛星系がないことに伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
491	第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第3節 府職員の応援 第2 京都府職員災害応援隊の派遣 1 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。	第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画 第3節 府職員の応援 第2 京都府 <u>災害時応援職員登録制度に基づく職員</u> 派遣 1 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、 <u>災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</u>	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】
492	第32章 義援金品受付配分計画 第2節 計画の内容 第1 義援金 2 受付機関 (4) <u>京都府の各府税事務所及び自動車税管理事務所</u>	第32章 義援金品受付配分計画 第2節 計画の内容 第1 義援金 2 受付機関 (4) <u>京都府府税事務所（自動車税管理事務所含む）</u>	令和7年1月1日の府税事務所統合に伴う修正 【総務部】
492	第2 義援物資 1 受付機関 (2) 京都府の各広域振興局、 <u>各府税事務所及び自動車税管理事務所</u>	第2 義援物資 1 受付機関 (2) 京都府の各広域振興局、 <u>府税事務所（自動車税管理事務所含む）</u>	令和7年1月1日の府税事務所統合に伴う修正 【総務部】
498	(図) 京都府災害支援対策本部組織図 教育部 総括班 管理班 教職員班 福利班 学校教育班 特別支援教育班 高校教育班 <u>ICT教育推進班</u> 保健体育班 社会教育班 文化財保護班	(図) 京都府災害支援対策本部組織図 教育部 総括班 管理班 教職員班 福利班 学校教育班 特別支援教育班 高校教育班 <u>教育DX推進班</u> 保健体育班 社会教育班 文化財保護班	組織名変更に伴う修正 【教育庁】

頁	現行			修正			修正理由
501	表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			組織改編に伴う修正 【建設交通部】
	部 名	課名	事務分掌	部 名	課名	事務分掌	
	建 設 交 通 部	住宅課	(略)	建 設 交 通 部	住宅政策課 住宅整備課	(略)	
502	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			組織名変更に伴う修正 【教育庁】
	部 名	課名	事務分掌	部 名	課名	事務分掌	
	教 育 庁	高校改革推進室 高校教育課 ICT教育推進課	(略)	教 育 庁	高校改革推進室 高校教育課 教育DX推進課	(略)	
502	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			課名及び事務分掌の修正 【議会事務局】
	部 名	課名	事務分掌	部 名	課名	事務分掌	
	議 会 事 務 局	総務課・図書館 議事課 総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。 1 議員との連絡調整に関すること。 1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。	議 会 事 務 局	総務課・図書館 議事課 委員会課	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。 1 議員との連絡調整に関すること。 1 議員への情報提供に関すること。	
503	第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。			第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。			産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】

頁	現行	修正	修正理由
504	第2節 計画の内容 第6 妊婦に係る対策 1 市町村は、<u>妊婦</u>のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。 3 <u>妊婦</u>に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。	第2節 計画の内容 第6 <u>妊産婦</u>に係る対策 1 市町村は、<u>妊産婦</u>のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。 3 <u>妊産婦</u>の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。	産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】
508	第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。	第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
509	第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート 第3 一般ボランティアに対する支援 市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。	第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート 第3 一般ボランティアに対する支援 市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
511	第39章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。	第39章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他 <u>の</u> 都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。	誤記の修正 【危機管理部】
511	第2 計画の内容 2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に緊急派遣チームを派遣する。	第2 計画の内容 2 <u>先遣隊</u> の派遣 広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に <u>先遣隊</u> を派遣する。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】
511	3 応援の実施 （3）応援内容 被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。 なお、人的支援の実施においては、 <u>派遣職員登録制度</u> を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。	3 応援の実施 （3）応援内容 被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。 なお、人的支援の実施においては、 <u>京都府災害時応援職員登録制度により</u> 支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】
512	第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、 <u>被災地緊急サポートチーム及び応急対策職員派遣制度（総務省）の整備を行うこととする。</u>	第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が <u>他の都道府県から</u> 応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、 <u>京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。</u>	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】
512	第2 計画の内容 2 受入に向け必要な業務や体制の確立 イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入	第2 計画の内容 2 受入に向け必要な業務や体制の確立 イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班、 <u>災害支援ナース</u> 等医療、介護・福祉支援の受入	改正医療法（令和6年4月施行）において、「災害支援ナース」がDMAT、DPAT同様の「災害・感染症医療業務従事者」と位置付けられたこと等に伴う修正

			【健康福祉部】
頁	現行	修正	修正理由
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画	
520	第1章 生活確保対策計画 第8節 金融措置計画 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地派遣する等必要な措置を講ずる。 (2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保 (3) 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の確保を図る。	第1章 生活確保対策計画 第8節 金融措置計画 2 日本銀行京都支店の措置 (1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。 (2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保 被災地に <u>おける</u> 現金供給のため、緊急に現金を輸送し <u>または</u> 通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、 <u>各種</u> 輸送、通信手段の <u>活用</u> を図る。	日本銀行防災業務計画の文言に合わせた修正 【日本銀行京都支店】
521	(4) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。 (5) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次のような措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 ウ 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を	(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始 <u>を行いうる</u> よう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長 <u>または</u> は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜 <u>業務</u> 時間の延長または休日臨時営業を行う。 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関 <u>または</u> は金融機関団体に対し、 <u>次に掲げる</u> 措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、 <u>預貯金</u> の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の <u>期限前払戻し</u> <u>または</u> は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 ウ <u>電子交換所において</u> 被災関係手形につき、呈示期間	日本銀行防災業務計画の文言に合わせた修正 【日本銀行京都支店】

	認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。 オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。 (6) 各種金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。	経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。 オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。 (5) 各種金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。	
頁	現行	修正	修正理由
526	第3章 農林水産業施設復旧計画 第2節 計画の内容 第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 1 補助の対象となる施設 1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設 (2) 農業用施設 公共的かんがい排水施設、農業用道路等 2 補助率 (1) 一般災害 高率補助率は次の要領により適用される。 ア 農地農業用施設	第3章 農林水産業施設復旧計画 第2節 計画の内容 第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 1 補助の対象となる施設 1 箇所の工事の費用が40万円以上の次の施設 (2) 農業用施設 (削除) かんがい排水施設、農業用道路等 2 補助率 (1) 一般災害 (削除) 補助率は次の要領により適用される。 ア 農地・農業用施設	文言の修正 【近畿農政局】
527	(2) 通年災害 ア 農地農業用施設 その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。 第2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある 1 農地農業用施設	(2) 通年災害 ア 農地・農業用施設 その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円を超え、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円を超える場合は、前項アの高率補助率を適用する。 第2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある 1 農地・農業用施設	文言の修正 【近畿農政局】

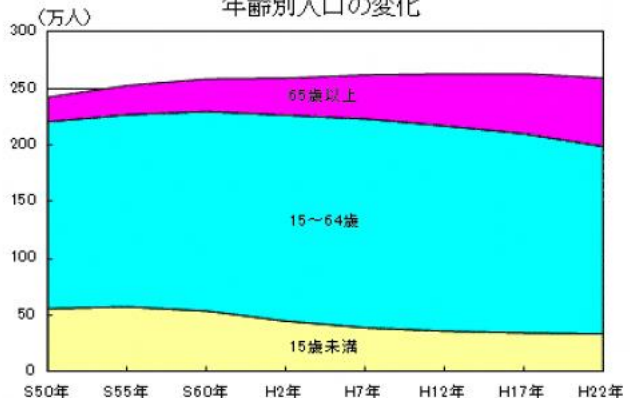
様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	---------------------------

頁	現行	修正	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
2	第1章 計画の方針 第3節 計画の目標 南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「 <u>第三次京都府戦略的地震防災対策指針</u> 」を策定した。 指針では、 <u>今後10年間（令和2年度～令和11年度）</u> で、府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減することを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、 <u>6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。</u> 本指針の実行計画として、「 <u>第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン</u> 」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。	第1章 計画の方針 第3節 計画の目標 南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、 <u>これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により、災害に強い京都を実現し、</u> 府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定する。 指針では、 <u>ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指すことを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまでの具体的な施策項目を設定する。</u> 本指針の実行計画として、「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。	第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定に伴う修正 【危機管理部】
12	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (3) <u>たん水</u> の防排除施設の整備と運用	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 1 土地改良区 (3) <u>湛水</u> の防排除施設の整備と運用	「湛水」への表記統一に伴う修正 【近畿農政局】

頁	現行	修正	修正理由																																																		
27	第3章 京都府の地勢の概要 第4節 京都府の社会的環境 第1 人口動向 1 人口・世帯 京都府の人口の約87%が南部地域（地域区分は別図のとおり）に属している。また、京都市以南に人口の約82%が、京都市に約56%が集中している。 また北部地域では、河川流域の小さな盆地や海岸付近のわずかな平地などに人口が集中しているため、舞鶴市や福知山市の中心部に人口密度の高い地域が散在している。さらに、北部の同一の市町内でも人口が密な部分と疎の部分が見受けられる。 平成21年までの5年間の府人口の推移を見ると、徐々に減少している。世帯数は毎年約1万世帯ずつ増加しており、平均世帯人員が徐々に減少している。 市町村別に平成21年までの5年間の人口の増減を見ると、長岡京市、京田辺市、木津川市、精華町など南部地域で増加しているところもあるが、全体としては減少傾向がうかがえる。 京都府の人口関連指標 <table><tr><td>人口</td><td>2,647, 660 人</td></tr><tr><td>面積</td><td>4,613 km²</td></tr><tr><td>人口密度</td><td>574.0 人／km²</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>107.9 万世帯</td></tr><tr><td>平均世帯人員</td><td>2.43 人</td></tr><tr><td>年齢別人口</td><td>0～14歳 13.0%</td></tr><tr><td></td><td>15～64歳 66.3%</td></tr><tr><td></td><td>65歳～ 20.0%</td></tr><tr><td>産業別</td><td>第1次 2.7%</td></tr><tr><td>就業人口 比</td><td>第2次 25.0%</td></tr><tr><td></td><td>第3次 69.6%</td></tr><tr><td></td><td>分類不能の産業 2.7%</td></tr><tr><td>DID 人口</td><td>216.2 万人</td></tr><tr><td>DID 人口／人口</td><td>81.7 %</td></tr></table> (資料：平成17年国勢調査)	人口	2,647, 660 人	面積	4,613 km ²	人口密度	574.0 人／km ²	世帯数	107.9 万世帯	平均世帯人員	2.43 人	年齢別人口	0～14歳 13.0%		15～64歳 66.3%		65歳～ 20.0%	産業別	第1次 2.7%	就業人口 比	第2次 25.0%		第3次 69.6%		分類不能の産業 2.7%	DID 人口	216.2 万人	DID 人口／人口	81.7 %	第3章 京都府の地勢の概要 第4節 京都府の社会的環境 第1 人口動向 1 人口・世帯 京都府の人口の約89%が南部地域（地域区分は別図のとおり）に属している。また、京都市以南に人口の約84%が、京都市に約57%が集中している。 また北部地域では、河川流域の小さな盆地や海岸付近のわずかな平地などに人口が集中しているため、舞鶴市や福知山市の中心部に人口密度の高い地域が散在している。さらに、北部の同一の市町内でも人口が密な部分と疎の部分が見受けられる。 平成17年から令和2年までの府人口の推移を見ると、徐々に人口減少が加速している。一方で世帯数は増加しており、平均世帯人員が徐々に減少している。 市町村別に平成27年から令和2年までの人口の増減を見ると、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、大山崎町で増加しているが、全体としては減少傾向がうかがえる。 京都府の人口関連指標 <table><tr><td>人口</td><td>2,578, 087 人</td></tr><tr><td>面積</td><td>4,613 km²</td></tr><tr><td>人口密度</td><td>558.9 人／km²</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>119.1 万世帯</td></tr><tr><td>平均世帯人員</td><td>2.17 人</td></tr><tr><td>年齢別人口</td><td>0～14歳 11.4%</td></tr><tr><td></td><td>15～64歳 59.2%</td></tr><tr><td></td><td>65歳～ 29.3%</td></tr><tr><td>産業別</td><td>第1次 1.9%</td></tr><tr><td>就業人口 比</td><td>第2次 22.4%</td></tr><tr><td></td><td>第3次 75.7%</td></tr></table> (資料：令和2年国勢調査)	人口	2,578, 087 人	面積	4,613 km ²	人口密度	558.9 人／km ²	世帯数	119.1 万世帯	平均世帯人員	2.17 人	年齢別人口	0～14歳 11.4%		15～64歳 59.2%		65歳～ 29.3%	産業別	第1次 1.9%	就業人口 比	第2次 22.4%		第3次 75.7%	最新の国勢調査の値に修正 【危機管理部】
人口	2,647, 660 人																																																				
面積	4,613 km ²																																																				
人口密度	574.0 人／km ²																																																				
世帯数	107.9 万世帯																																																				
平均世帯人員	2.43 人																																																				
年齢別人口	0～14歳 13.0%																																																				
	15～64歳 66.3%																																																				
	65歳～ 20.0%																																																				
産業別	第1次 2.7%																																																				
就業人口 比	第2次 25.0%																																																				
	第3次 69.6%																																																				
	分類不能の産業 2.7%																																																				
DID 人口	216.2 万人																																																				
DID 人口／人口	81.7 %																																																				
人口	2,578, 087 人																																																				
面積	4,613 km ²																																																				
人口密度	558.9 人／km ²																																																				
世帯数	119.1 万世帯																																																				
平均世帯人員	2.17 人																																																				
年齢別人口	0～14歳 11.4%																																																				
	15～64歳 59.2%																																																				
	65歳～ 29.3%																																																				
産業別	第1次 1.9%																																																				
就業人口 比	第2次 22.4%																																																				
	第3次 75.7%																																																				

頁	現行	修正	修正理由																													
27	人口・世帯の変化 人口・世帯の変化 人口(万人) 世帯(万世帯) 270 265 260 255 250 115 110 105 100 95 H16年 H17年 H18年 H19年 H20年 H21年 人口 世帯数 (資料：京都府推計人口調査結果)	人口・世帯の変化 <table><tr><th rowspan="2">年次</th><th colspan="2">人口</th><th colspan="2">世帯数</th></tr><tr><th>総数</th><th>前年からの増減数</th><th>総数</th><th>前年からの増減数</th></tr><tr><td>平成17年</td><td>2,647,660</td><td>3,269</td><td>1,079,041</td><td>52,317</td></tr><tr><td>平成22年</td><td>2,636,092</td><td>△ 11,568</td><td>1,122,057</td><td>43,016</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>2,610,353</td><td>△ 25,739</td><td>1,152,902</td><td>30,845</td></tr><tr><td>令和2年</td><td>2,578,087</td><td>△ 32,266</td><td>1,190,527</td><td>37,625</td></tr></table>	年次	人口		世帯数		総数	前年からの増減数	総数	前年からの増減数	平成17年	2,647,660	3,269	1,079,041	52,317	平成22年	2,636,092	△ 11,568	1,122,057	43,016	平成27年	2,610,353	△ 25,739	1,152,902	30,845	令和2年	2,578,087	△ 32,266	1,190,527	37,625	最新の国勢調査の値に修正及びグラフから表への修正 【危機管理部】
年次	人口			世帯数																												
	総数	前年からの増減数	総数	前年からの増減数																												
平成17年	2,647,660	3,269	1,079,041	52,317																												
平成22年	2,636,092	△ 11,568	1,122,057	43,016																												
平成27年	2,610,353	△ 25,739	1,152,902	30,845																												
令和2年	2,578,087	△ 32,266	1,190,527	37,625																												
27	2 人口流動状況 平成17年において昼間人口が夜間人口を上回る市町村は、京都市を含め計8市町である。これらの市町は、周辺町村からの主な通勤・通学先となっており、またその周辺の町村はベッドタウン的な性格を持っている。これら8市町及びその周辺市町村では昼夜の人口流動によって、都市性が変化する。特に北部地域では、福知山市、綾部市、宮津市で昼間人口が夜間人口より増加する。南部地域では、京都市、京田辺市、久御山町、園部町、八木町で昼間人口が夜間人口より増加する。	2 人口流動状況 令和2年において昼間人口が夜間人口を上回る市町村は、京都市を含め計7市町である。これらの市町は、周辺町村からの主な通勤・通学先となっており、またその周辺の町村はベッドタウン的な性格を持っている。これら7市町及びその周辺市町村では昼夜の人口流動によって、都市性が変化する。特に北部地域では、福知山市、綾部市、宮津市で昼間人口が夜間人口より増加する。南部地域では、京都市、南丹市、久御山町、宇治田原町で昼間人口が夜間人口より増加する。	最新の国勢調査の値に修正 【危機管理部】																													

頁	現行	修正	修正理由																																																												
27	3 年齢人口比率状況 京都府の高齢化は急速に進展しており、府域全体では約23%に達している。また、高齢化の状況は地域によって差があり、特に丹後地域では31.7%、中丹地域では27.4%となるなど、北部地域を中心に高齢化率が高くなっている。 年齢別人口の変化  地域別高齢者比率 <table><thead><tr><th></th><th>人口 (人)</th><th>昼間人口 (人)</th><th>昼夜人口比</th><th>65歳以上 (人)</th><th>高齢者 比率</th></tr></thead><tbody><tr><td>全国計</td><td>128,057,352</td><td>128,057,352</td><td>1.00</td><td>29,245,685</td><td>22.8%</td></tr><tr><td>京都府</td><td>2,636,092</td><td>2,668,371</td><td>1.01</td><td>605,709</td><td>23.4%</td></tr><tr><td>北部</td><td>324,739</td><td>325,491</td><td>1.00</td><td>94,700</td><td>29.2%</td></tr><tr><td>南部</td><td>2,311,353</td><td>2,342,880</td><td>1.01</td><td>511,009</td><td>22.1%</td></tr></tbody></table> (資料：平成22年国勢調査)		人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口比	65歳以上 (人)	高齢者 比率	全国計	128,057,352	128,057,352	1.00	29,245,685	22.8%	京都府	2,636,092	2,668,371	1.01	605,709	23.4%	北部	324,739	325,491	1.00	94,700	29.2%	南部	2,311,353	2,342,880	1.01	511,009	22.1%	3 年齢人口比率状況 京都府の高齢化は急速に進展しており、府域全体では約29.3%に達している。また、高齢化の状況は地域によって差があり、特に丹後地域では39.2%、中丹地域では32.4%となるなど、北部地域を中心に高齢化率が高くなっている。 年齢別の人口の変化 (削除) 地域別高齢者比率 <table><thead><tr><th></th><th>人口 (人)</th><th>昼間人口 (人)</th><th>昼夜人口比</th><th>65歳以上 (人)</th><th>高齢者 比率</th></tr></thead><tbody><tr><td>全国計</td><td>126,146,099</td><td>126,146,099</td><td>1.00</td><td>36,026,632</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>京都府</td><td>2,578,087</td><td>2,629,414</td><td>1.02</td><td>756,404</td><td>29.3%</td></tr><tr><td>北部</td><td>292,033</td><td>292,846</td><td>1.00</td><td>102,332</td><td>35.0%</td></tr><tr><td>南部</td><td>2,286,054</td><td>2,336,568</td><td>1.02</td><td>654,072</td><td>28.0%</td></tr></tbody></table> (資料：令和2年国勢調査)		人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口比	65歳以上 (人)	高齢者 比率	全国計	126,146,099	126,146,099	1.00	36,026,632	28.6%	京都府	2,578,087	2,629,414	1.02	756,404	29.3%	北部	292,033	292,846	1.00	102,332	35.0%	南部	2,286,054	2,336,568	1.02	654,072	28.0%	最新の国勢調査の値に修正 【危機管理部】
	人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口比	65歳以上 (人)	高齢者 比率																																																										
全国計	128,057,352	128,057,352	1.00	29,245,685	22.8%																																																										
京都府	2,636,092	2,668,371	1.01	605,709	23.4%																																																										
北部	324,739	325,491	1.00	94,700	29.2%																																																										
南部	2,311,353	2,342,880	1.01	511,009	22.1%																																																										
	人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口比	65歳以上 (人)	高齢者 比率																																																										
全国計	126,146,099	126,146,099	1.00	36,026,632	28.6%																																																										
京都府	2,578,087	2,629,414	1.02	756,404	29.3%																																																										
北部	292,033	292,846	1.00	102,332	35.0%																																																										
南部	2,286,054	2,336,568	1.02	654,072	28.0%																																																										

頁	現行	修正	修正理由																																
28	第2 建物 1 建物数 京都府における建物棟数総計は、約124万棟となっており、そのうち約49%が京都市に集中している。地域別に見てみると、建物棟数の北部と南部の比は1：3となっている。 また、住宅・土地統計調査（平成25年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約56%、長屋建て約3%、共同住宅約41%となっている。	第2 建物 1 建物数 京都府における建物棟数総計は、約135万棟となっており、そのうち約47%が京都市に集中している。地域別に見てみると、建物棟数の北部と南部の比は1：4となっている。 また、住宅・土地統計調査（令和5年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約54%、長屋建て約2%、共同住宅約44%となっている。	時点更新に伴う修正 【危機管理部】																																
28	2 構造と建築年数 京都府の全建物棟数に対する木造建物の割合は約78%であり、また1971年以前に建造された木造建物が全建物棟数の約41%と高い値になっている。地域別に見ると、北部では木造建物の割合が約86%に達しており、南部の約75%よりも大幅に高い率である。非木造建物に関しては、1971年以前のものは非木造建物全体の約12%にとどまっている。 地域別建物棟数・木造建物棟数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>建物棟数 (棟)</th><th>木造建物棟 数 (棟)</th><th>木造建物比 率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td><td>1,239,231</td><td>962,196</td><td>77.6%</td></tr> <tr> <td>北部</td><td>305,981</td><td>262,443</td><td>85.8%</td></tr> <tr> <td>南部</td><td>933,250</td><td>699,753</td><td>75.0%</td></tr> </tbody> </table> (平成8年（一部7年）市町村データより分析)		建物棟数 (棟)	木造建物棟 数 (棟)	木造建物比 率 (%)	京都府	1,239,231	962,196	77.6%	北部	305,981	262,443	85.8%	南部	933,250	699,753	75.0%	2 構造と建築年数 京都府の全建物棟数に対する木造建物の割合は約76%であり、また1971年以前に建造された木造建物が全建物棟数の約31%となっている。地域別に見ると、北部では木造建物の割合が約83%に達しており、南部の約74%よりも大幅に高い率である。非木造建物に関しては、1971年以前のものは非木造建物全体の約10%にとどまっている。 地域別建物棟数・木造建物棟数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>建物棟数 (棟)</th><th>木造建物棟 数 (棟)</th><th>木造建物比 率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府</td><td>1,346,336</td><td>1,021,114</td><td>75.8%</td></tr> <tr> <td>北部</td><td>293,482</td><td>244,374</td><td>83.3%</td></tr> <tr> <td>南部</td><td>1,052,854</td><td>776,740</td><td>73.8%</td></tr> </tbody> </table> (令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析)		建物棟数 (棟)	木造建物棟 数 (棟)	木造建物比 率 (%)	京都府	1,346,336	1,021,114	75.8%	北部	293,482	244,374	83.3%	南部	1,052,854	776,740	73.8%	時点更新に伴う修正 【危機管理部】
	建物棟数 (棟)	木造建物棟 数 (棟)	木造建物比 率 (%)																																
京都府	1,239,231	962,196	77.6%																																
北部	305,981	262,443	85.8%																																
南部	933,250	699,753	75.0%																																
	建物棟数 (棟)	木造建物棟 数 (棟)	木造建物比 率 (%)																																
京都府	1,346,336	1,021,114	75.8%																																
北部	293,482	244,374	83.3%																																
南部	1,052,854	776,740	73.8%																																

28

構造別・築年別建物棟数

単位：棟

	木造 建物 71年 以前	木造 建物 72～ 80年	木造 建物 81年 以降	非木 造建 物71 年以 前	非木 造建 物72 ～80 年	非木 造建 物81 年以 降
京都府	503,0 20	215,5 26	243,6 50	33,33 6	83,47 5	160,2 24
北部	171,4 63	47,40 0	43,58 0	11,69 6	16,76 7	15,07 5
南部	331,5 57	168,1 26	200,0 70	21,64 0	66,70 8	145,1 49

(平成8年（一部7年）市町村データより分析)

構造別・築年別建物棟数

単位：棟

	木造 建物 71年 以前	木造 建物 72～ 80年	木造 建物 81年 以降	非木 造建 物71 年以 前	非木 造建 物72 ～80 年	非木 造建 物81 年以 降
京都府	387,7 72	160,4 08	472,9 34	31,70 7	54,72 0	238,7 95
北部	115,0 97	38,18 4	91,09 3	5,318	10,60 3	33,18 7
南部	272,6 75	122,2 24	381,8 41	21,64 0	44,11 7	205,6 08

(令和6年京都府内断層帯地震被害想定調査等業務での収集データより分析)

時点更新に伴う修正
【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
44	第4 被害予測 1 建物被害、火災及び人的被害 <table><tr><th rowspan="3">断 層 名</th><th rowspan="3">最大 予測震度</th><th colspan="5">人的被害</th><th colspan="3">建物被害</th></tr><tr><th rowspan="2">死者数 (人)</th><th colspan="2">負傷者数</th><th rowspan="2">要救助 者 数 (人)</th><th rowspan="2">短期 避難者数 (人)</th><th rowspan="2">全壊 (棟)</th><th rowspan="2">半壊・ 一部半壊 (棟)</th><th rowspan="2">焼失建物 (棟)</th></tr><tr><th colspan="2">重傷者数 (人)</th></tr><tr><td rowspan="2">花折断層帯</td><td>7</td><td>4,660</td><td>60,830</td><td>9,870</td><td>27,400</td><td>239,820</td><td>110,710</td><td>147,050</td><td>23,500</td></tr><tr><td>桃山-鹿ヶ谷断層</td><td>6強</td><td>2,300</td><td>23,600</td><td>2,300</td><td>12,100</td><td>194,500</td><td>52,800</td><td>38,200</td><td>2,100</td></tr><tr><td>黄栗断層</td><td>6強</td><td>800</td><td>13,200</td><td>1,000</td><td>6,200</td><td>94,100</td><td>17,300</td><td>25,400</td><td>1,100</td></tr><tr><td>奈良盆地東縁断層帯</td><td>7</td><td>1,900</td><td>19,700</td><td>2,000</td><td>10,700</td><td>248,500</td><td>46,000</td><td>89,500</td><td>7,100</td></tr><tr><td rowspan="4">西山断層帯</td><td>亀岡断層</td><td>7</td><td>400</td><td>6,900</td><td>500</td><td>3,000</td><td>102,000</td><td>13,500</td><td>42,900</td><td>1,300</td></tr><tr><td>梶原-水尾断層</td><td>7</td><td>1,300</td><td>17,800</td><td>1,600</td><td>9,000</td><td>206,100</td><td>24,900</td><td>38,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>殿田-神吉-越畑断層</td><td>7</td><td>3,400</td><td>34,900</td><td>3,900</td><td>19,000</td><td>426,000</td><td>77,600</td><td>155,500</td><td>8,600</td></tr><tr><td>光明寺-金ヶ原断層</td><td>7</td><td>800</td><td>14,300</td><td>1,100</td><td>6,900</td><td>127,500</td><td>15,500</td><td>37,300</td><td>1,600</td></tr><tr><td>三峠断層</td><td>7</td><td>1,200</td><td>7,900</td><td>1,300</td><td>6,000</td><td>95,700</td><td>38,300</td><td>44,700</td><td>7,600</td></tr><tr><td>上林川断層</td><td>7</td><td>1,200</td><td>8,300</td><td>1,300</td><td>5,800</td><td>101,500</td><td>39,500</td><td>47,600</td><td>7,700</td></tr><tr><td>若狹湾内断層</td><td>5強</td><td>0</td><td>60</td><td>0</td><td>20</td><td>5,400</td><td>600</td><td>2,600</td><td>0</td></tr><tr><td>山田断層帯</td><td>7</td><td>1,700</td><td>9,000</td><td>1,600</td><td>6,800</td><td>108,100</td><td>55,000</td><td>49,300</td><td>13,200</td></tr><tr><td>郷村断層帯</td><td>7</td><td>2,200</td><td>12,700</td><td>2,300</td><td>9,300</td><td>149,400</td><td>76,600</td><td>60,600</td><td>16,300</td></tr><tr><td>上町断層帯</td><td>6弱</td><td>90</td><td>3,700</td><td>100</td><td>1,200</td><td>64,300</td><td>5,000</td><td>28,700</td><td>400</td></tr><tr><td>生駒断層帯</td><td>7</td><td>3,400</td><td>30,300</td><td>3,500</td><td>18,500</td><td>367,200</td><td>65,200</td><td>123,800</td><td>7,500</td></tr><tr><td>琵琶湖西岸断層帯</td><td>6強</td><td>1,100</td><td>36,500</td><td>4,100</td><td>18,900</td><td>228,500</td><td>39,300</td><td>63,600</td><td>4,000</td></tr><tr><td rowspan="2">有馬-高槻断層帯</td><td>有馬-高槻断層</td><td>7</td><td>2,900</td><td>43,900</td><td>5,200</td><td>26,800</td><td>340,500</td><td>50,800</td><td>80,600</td><td>7,400</td></tr><tr><td>宇治川断層</td><td>7</td><td>1,200</td><td>22,800</td><td>2,200</td><td>12,100</td><td>206,800</td><td>21,200</td><td>35,500</td><td>2,000</td></tr><tr><td>木津川断層帯</td><td>7</td><td>1,600</td><td>18,400</td><td>1,700</td><td>9,300</td><td>236,200</td><td>40,700</td><td>88,800</td><td>6,100</td></tr><tr><td>埴生断層</td><td>7</td><td>1,500</td><td>20,000</td><td>1,700</td><td>9,700</td><td>262,300</td><td>38,000</td><td>101,900</td><td>3,500</td></tr><tr><td>養父断層</td><td>7</td><td>700</td><td>7,200</td><td>800</td><td>3,900</td><td>105,100</td><td>29,000</td><td>58,800</td><td>4,900</td></tr><tr><td>和束谷断層</td><td>6強</td><td>400</td><td>5,500</td><td>500</td><td>2,600</td><td>77,400</td><td>12,300</td><td>32,500</td><td>2,300</td></tr><tr><td>東南海・南海地震</td><td>6弱</td><td>130</td><td>6,200</td><td>140</td><td>2000</td><td>111,600</td><td>10,400</td><td>51,900</td><td>400</td></tr></table>	断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	重傷者数 (人)		花折断層帯	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100	黄栗断層	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	奈良盆地東縁断層帯	7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300	梶原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600	三峠断層	7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	上林川断層	7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	若狹湾内断層	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	山田断層帯	7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	郷村断層帯	7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	上町断層帯	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	生駒断層帯	7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	琵琶湖西岸断層帯	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000	木津川断層帯	7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,200	40,700	88,800	6,100	埴生断層	7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	養父断層	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	和束谷断層	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	東南海・南海地震	6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400	第4 被害予測 1 建物被害、火災及び人的被害 <table><tr><th rowspan="3">断 層 名 ○内は公表年を記載</th><th rowspan="3">最大 予測震度</th><th colspan="5">人的被害</th><th colspan="3">建物被害</th></tr><tr><th rowspan="2">死者数 (人)</th><th colspan="2">負傷者数</th><th rowspan="2">要救助 者 数 (人)</th><th rowspan="2">短期 避難者数 (人)</th><th rowspan="2">全壊 (棟)</th><th rowspan="2">半壊・ 一部半壊 (棟)</th><th rowspan="2">焼失建物 (棟)</th></tr><tr><th colspan="2">重傷者数 (人)</th></tr><tr><td>花折断層帯(R6)</td><td>7</td><td>4,660</td><td>60,830</td><td>9,870</td><td>27,400</td><td>239,820</td><td>110,710</td><td>147,050</td><td>23,500</td></tr><tr><td>桃山-鹿ヶ谷断層(H20)</td><td>6強</td><td>2,300</td><td>23,600</td><td>2,300</td><td>12,100</td><td>194,500</td><td>52,800</td><td>38,200</td><td>2,100</td></tr><tr><td>黄栗断層(H20)</td><td>6強</td><td>800</td><td>13,200</td><td>1,000</td><td>6,200</td><td>94,100</td><td>17,300</td><td>25,400</td><td>1,100</td></tr><tr><td>奈良盆地東縁断層帯(R7)</td><td>7</td><td>520</td><td>6,260</td><td>930</td><td>3,200</td><td>40,120</td><td>19,820</td><td>42,510</td><td>1,890</td></tr><tr><td rowspan="4">西山断層帯</td><td>亀岡断層(H20)</td><td>7</td><td>400</td><td>6,900</td><td>500</td><td>3,000</td><td>102,000</td><td>13,500</td><td>42,900</td><td>1,300</td></tr><tr><td>梶原-水尾断層(H20)</td><td>7</td><td>1,300</td><td>17,800</td><td>1,600</td><td>9,000</td><td>206,100</td><td>24,900</td><td>38,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>殿田-神吉-越畑断層(R7)</td><td>7</td><td>1,000</td><td>18,410</td><td>2,110</td><td>6,100</td><td>67,420</td><td>32,310</td><td>100,720</td><td>5,030</td></tr><tr><td>光明寺-金ヶ原断層(H20)</td><td>7</td><td>800</td><td>14,300</td><td>1,100</td><td>6,900</td><td>127,500</td><td>15,500</td><td>37,300</td><td>1,600</td></tr><tr><td>三峠断層(R7)</td><td>7</td><td>430</td><td>2,700</td><td>630</td><td>2,960</td><td>28,710</td><td>22,010</td><td>26,820</td><td>730</td></tr><tr><td>上林川断層(R7)</td><td>7</td><td>430</td><td>2,990</td><td>630</td><td>2,850</td><td>27,740</td><td>23,120</td><td>29,860</td><td>540</td></tr><tr><td>若狹湾内断層(H20)</td><td>5強</td><td>0</td><td>60</td><td>0</td><td>20</td><td>5,400</td><td>600</td><td>2,600</td><td>0</td></tr><tr><td>山田断層帯(R7)</td><td>7</td><td>540</td><td>3,000</td><td>840</td><td>3,590</td><td>34,200</td><td>36,930</td><td>31,770</td><td>1,120</td></tr><tr><td>郷村断層帯(R7)</td><td>7</td><td>1,010</td><td>4,870</td><td>1,510</td><td>6,100</td><td>57,320</td><td>62,860</td><td>41,200</td><td>2,010</td></tr><tr><td>上町断層帯(H20)</td><td>6弱</td><td>90</td><td>3,700</td><td>100</td><td>1,200</td><td>64,300</td><td>5,000</td><td>28,700</td><td>400</td></tr><tr><td>生駒断層帯(R7)</td><td>7</td><td>990</td><td>10,030</td><td>1,600</td><td>6,200</td><td>75,200</td><td>28,660</td><td>65,830</td><td>3,610</td></tr><tr><td>琵琶湖西岸断層帯(H20)</td><td>6強</td><td>1,100</td><td>36,500</td><td>4,100</td><td>18,900</td><td>228,500</td><td>39,300</td><td>63,600</td><td>4,000</td></tr><tr><td rowspan="2">有馬-高槻断層帯</td><td>有馬-高槻断層帯(R7)</td><td>7</td><td>1,320</td><td>16,000</td><td>2,230</td><td>10,000</td><td>124,700</td><td>39,730</td><td>119,580</td><td>5,220</td></tr><tr><td>宇治川断層(H20)</td><td>7</td><td>1,200</td><td>22,800</td><td>2,200</td><td>12,100</td><td>206,800</td><td>21,200</td><td>35,500</td><td>2,000</td></tr><tr><td>木津川断層帯(R7)</td><td>7</td><td>420</td><td>5,710</td><td>730</td><td>2,400</td><td>32,540</td><td>16,250</td><td>42,020</td><td>1,390</td></tr><tr><td>埴生断層(R7)</td><td>7</td><td>330</td><td>5,800</td><td>540</td><td>2,600</td><td>36,100</td><td>13,810</td><td>55,120</td><td>650</td></tr><tr><td>養父断層(H20)</td><td>7</td><td>700</td><td>7,200</td><td>800</td><td>3,900</td><td>105,100</td><td>29,000</td><td>58,800</td><td>4,900</td></tr><tr><td>和束谷断層(H20)</td><td>6強</td><td>400</td><td>5,500</td><td>500</td><td>2,600</td><td>77,400</td><td>12,300</td><td>32,500</td><td>2,300</td></tr><tr><td>東南海・南海地震(H20)</td><td>6弱</td><td>130</td><td>6,200</td><td>140</td><td>2000</td><td>111,600</td><td>10,400</td><td>51,900</td><td>400</td></tr></table>	断 層 名 ○内は公表年を記載	最大 予測震度	人的被害					建物被害			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	重傷者数 (人)		花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500	桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100	黄栗断層(H20)	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	奈良盆地東縁断層帯(R7)	7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890	西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300	梶原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000	殿田-神吉-越畑断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600	三峠断層(R7)	7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730	上林川断層(R7)	7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540	若狹湾内断層(H20)	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	山田断層帯(R7)	7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120	郷村断層帯(R7)	7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010	上町断層帯(H20)	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	生駒断層帯(R7)	7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610	琵琶湖西岸断層帯(H20)	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220	宇治川断層(H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000	木津川断層帯(R7)	7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390	埴生断層(R7)	7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650	養父断層(H20)	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	和束谷断層(H20)	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	東南海・南海地震(H20)	6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400	令和6年度に実施した花折断層帯を除く主要な活断層による地震の被害想定見直し結果を反映 【危機管理部】
断 層 名	最大 予測震度			人的被害					建物被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		重傷者数 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
花折断層帯	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
黄栗断層	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
奈良盆地東縁断層帯	7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	梶原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
三峠断層	7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上林川断層	7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
若狹湾内断層	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
山田断層帯	7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
郷村断層帯	7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上町断層帯	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
生駒断層帯	7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
琵琶湖西岸断層帯	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
木津川断層帯	7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,200	40,700	88,800	6,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
埴生断層	7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
養父断層	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
和束谷断層	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東南海・南海地震	6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
断 層 名 ○内は公表年を記載	最大 予測震度	人的被害					建物被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			重傷者数 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
黄栗断層(H20)	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
奈良盆地東縁断層帯(R7)	7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	梶原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	殿田-神吉-越畑断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
三峠断層(R7)	7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上林川断層(R7)	7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
若狹湾内断層(H20)	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
山田断層帯(R7)	7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
郷村断層帯(R7)	7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上町断層帯(H20)	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
生駒断層帯(R7)	7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
琵琶湖西岸断層帯(H20)	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	宇治川断層(H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
木津川断層帯(R7)	7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
埴生断層(R7)	7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
養父断層(H20)	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
和束谷断層(H20)	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東南海・南海地震(H20)	6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

頁	現行	修正	修正理由																																																																																				
45	2 ライフライン及び交通基盤の被害 京都府域で最大の被害が想定される花折断層帯地震が発生した際に想定される、ライフライン及び交通基盤の被害 (1) 上水道 上水道の被害は、発災直後に断水人口が130万人となり、山城地域を除き1か月後にはほぼ復旧することが見込まれる。 山城地域では、広範囲で液状化が生じる地域があり、復旧に1.5か月を要することが見込まれる。 (2) 下水道 下水道の被害は、発災直後の機能支障人口は15万人となり、復旧に1か月を要することが見込まれる。 (3) 電力 電力の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の停電件数が7.2万軒となり、火災による延焼の影響により、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。 (4) ガス 都市ガスの被害は、府南部地域で供給停止戸数が71万戸、供給停止率が65.1%となることが見込まれる。 (5) 通信 固定電話の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の不通回線が9.0万回線となり、火災による延焼及び停電の影響により、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。 携帯電話の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の停波基地局率が京都市で20%、山城地域で5%となり、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。 (6) 道路 道路橋については、震度6強以上の揺れが想定される地域に2,400橋存在し、このうち大被害箇所（機能支障あり）が40橋、中・小被害箇所（機能支障なし）が500橋となることが見込まれる。 また、道路については、道路構造物そのものの被害のほかに、沿線の建物倒壊に伴う瓦礫などによる通行障害の発生や、避難の集中による通行困難が予想される。	2 ライフライン等の被害 <u>京都府域の甚大な被害を及ぼす可能性のある主要な断層による地震が発生した際に想定されるライフライン等の被害</u> <table><tr><th>断層名</th><th>上水道 (断水人口)</th><th>下水道 (機能支障人口)</th><th>電力 (停電軒数)</th><th>固定電話 (不通回線数)</th><th>携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)</th><th>都市ガス (停止戸数)</th></tr><tr><td>花折断層帯</td><td>130万人</td><td>15万人</td><td>7.2万軒</td><td>9万回線</td><td>20%（京都市）</td><td>71万戸</td></tr><tr><td>生駒断層帯</td><td>88万人</td><td>9.5万人</td><td>1.2万軒</td><td>1.4万回線</td><td>8.2%（山城）</td><td>16.3万戸</td></tr><tr><td>有馬～高槻断層帯</td><td>120万人</td><td>11.8万人</td><td>1.8万軒</td><td>2.5万回線</td><td>8.1%（山城）</td><td>40.2万戸</td></tr><tr><td>奈良盆地東縁断層帯</td><td>59.7万人</td><td>7.1万人</td><td>1万軒</td><td>1.1万回線</td><td>7.1%（山城）</td><td>14.1万戸</td></tr><tr><td>木津川断層帯</td><td>58.8万人</td><td>6.9万人</td><td>8千軒</td><td>8.5千回線</td><td>5.4%（山城）</td><td>2.1万戸</td></tr><tr><td>殿田～神吉～越畑断層</td><td>94.4万人</td><td>9.5万人</td><td>1万軒</td><td>1.8万回線</td><td>7.5%（南丹）</td><td>22.9万戸</td></tr><tr><td>埴生断層</td><td>60.2万人</td><td>7.2万人</td><td>3.6千軒</td><td>4.6千回線</td><td>6.5%（南丹）</td><td>2.6千戸</td></tr><tr><td>上林川断層</td><td>17.3万人</td><td>2.8万人</td><td>3.1千軒</td><td>3.4千回線</td><td>6.8%（中丹）</td><td>8千戸</td></tr><tr><td>三峠断層</td><td>14.5万人</td><td>2.2万人</td><td>3.4千軒</td><td>3.8千回線</td><td>7.6%（中丹）</td><td>6千戸</td></tr><tr><td>郷村断層帯</td><td>26.5万人</td><td>4.4万人</td><td>8.4千軒</td><td>1.2万回線</td><td>31.8%（丹後）</td><td>2千戸</td></tr><tr><td>山田断層帯</td><td>13.2万人</td><td>1.5万人</td><td>5.1千軒</td><td>7.3千回線</td><td>21.9%（丹後）</td><td>0戸</td></tr></table> ■ 復旧見込み ・ 上下水道は概ね1箇月で復旧 ・ 上水道については、液状化被害等が大きい市町村（※）においては、発災直後の断水率が90%程度と高く、復旧までに1.5箇月から2箇月程度を要する（※）木津川市、井手町、笠置町、京田辺市、城陽市、久御山町、大山崎町、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町 ・ 電気・通信については、概ね1週間で復旧	断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)	花折断層帯	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20%（京都市）	71万戸	生駒断層帯	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2%（山城）	16.3万戸	有馬～高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1%（山城）	40.2万戸	奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1%（山城）	14.1万戸	木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4%（山城）	2.1万戸	殿田～神吉～越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5%（南丹）	22.9万戸	埴生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5%（南丹）	2.6千戸	上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8%（中丹）	8千戸	三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6%（中丹）	6千戸	郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8%（丹後）	2千戸	山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9%（丹後）	0戸	令和6年度に実施した花折断層帯を除く主要な活断層による地震の被害想定見直し結果をもとに表に修正 【危機管理部】
断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)																																																																																	
花折断層帯	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20%（京都市）	71万戸																																																																																	
生駒断層帯	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2%（山城）	16.3万戸																																																																																	
有馬～高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1%（山城）	40.2万戸																																																																																	
奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1%（山城）	14.1万戸																																																																																	
木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4%（山城）	2.1万戸																																																																																	
殿田～神吉～越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5%（南丹）	22.9万戸																																																																																	
埴生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5%（南丹）	2.6千戸																																																																																	
上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8%（中丹）	8千戸																																																																																	
三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6%（中丹）	6千戸																																																																																	
郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8%（丹後）	2千戸																																																																																	
山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9%（丹後）	0戸																																																																																	

	特に、人家が密集しているようなところでは、通行不能となる可能性が高いと予想される。 なお、緊急車両の通行確保や落石、土砂崩落の危険性から道路通行が規制される場合がある。 (7)鉄道 鉄道の被害箇所数は、大きな揺れが想定され、路線が集中している京都市域を中心に、新幹線で若干数、その他鉄道で700箇所の被害が発生することが見込まれる。		
頁	現行	修正	修正理由
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
77	第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第9節 道路及び橋梁防災計画 第3 計画の内容 2 災害に強い道路の整備 崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。	第1章 建築物・公共施設等安全確保計画 第9節 道路及び橋梁防災計画 第3 計画の内容 2 災害に強い道路の整備 崩土、落石、盛土の大規模崩壊等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。	国土交通省の補助事業メニューに盛土の大規模崩壊に関する対策が追加されることに伴う修正 【建設交通部】
79	第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。 また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,074溪流あり（令和6年2月29日現在）、適切な管理に努めている。	第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。 また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,077溪流あり（令和7年3月1日現在）、適切な管理に努めている。	溪流の指定数の時点更新に伴う修正 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由
79	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,317haのうち約106,174haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所等の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,243haのうち約106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所等の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。	時点更新に伴う修正 【農林水産部】
80	第3 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 (令和5年4月1日現在)	第3 山地災害危険地区の周知等 3 地域住民への周知 (令和6年3月現在)	時点更新に伴う修正 【農林水産部】
83	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,393箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち347箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち344箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）	土砂災害警戒区域指定箇所数の更新及び急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数の修正 【建設交通部】
85	表2.1.6 地すべり防止区域一覧表 令和6年4月1日現在	表2.1.6 地すべり防止区域一覧表 令和7年4月1日現在	時点更新に伴う修正 【建設交通部】
91	第14節 ダム等防災計画 第1 現況 府内の主要なダムは、大野ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム（淀川）、高山ダム（名張川）、和知ダム（由良川）、喜撰山ダム（寒谷川）、日吉ダム（桂川）、及び畑川ダム（由良川）であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。	第14節 ダム等防災計画 第1 現況 府内の主要なダムは、大野ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム（淀川）、高山ダム（名張川）、和知ダム（由良川）、喜撰山ダム（寒谷川）、日吉ダム（桂川）、及び畑川ダム（由良川）であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。	名称の修正 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由
93	第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。	第3 計画の内容 2 農業用ため池 (2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策 なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：<u>一部改正令和5年3月31日農村振興局整備部防災課</u>）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。	最終版の日付の追記に伴う修正 【近畿農政局】
110	第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第5 早期被害情報収集システムの整備 <u>衛星車載局指令車、ヘリコプターテレビ伝送システム</u>等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。	第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第5 早期被害情報収集システムの整備 <u>府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送</u>、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。	衛星車載局の廃車、危機管理センターの整備、防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
134	第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 2 地域災害拠点病院 (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、<u>重傷患者</u>の受け入れを行う。	第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 2 地域災害拠点病院 (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、<u>重症患者</u>の受け入れを行う。	文言の修正 【危機管理部】
135	第5 災害医療コーディネーターの委嘱 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。 (新設)	第5 災害医療コーディネーターの委嘱 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。 <u>4 府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。</u>	令和6年度要綱策定による災害薬事コーディネーターの委嘱を今後行うことによる修正 【健康福祉部】

頁	現行	修正	修正理由
139	第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上	第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (2) 多機能消防車両の配備や活動環境改善など救助救出能力の向上	わがまちの消防団強化交付金の趣旨をより明確に盛り込むことによる修正 【危機管理部】
146	第6章 避難等に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄等 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	第6章 避難等に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1 施設・設備・物資の備蓄等 避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、 <u>簡易ベッド</u> 、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、 <u>避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> <u>なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）及び【府通知（7災第53号）】災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置について（通知）に伴う修正 【危機管理部】
146	第3 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	第3 円滑な避難所運営への配慮 市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、 <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画や</u> マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。 <u>また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

		理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。																									
頁	現行	修正	修正理由																								
146	第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策 市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。	第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策 市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局、<u>必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等と</u>連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】																								
158	第8章 交通対策及び輸送計画 表2.8.1 緊急交通路指定路線一覧表 <table><tr><td>区 分</td><td>道 路 名</td><td>区 間</td></tr><tr><td rowspan="4">高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)</td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td>山陰近畿自動車道</td><td>京丹後大宮IC～宮津天橋立IC</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table>	区 分	道 路 名	区 間	高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC	⋮	⋮	第8章 交通対策及び輸送計画 表2.8.1 緊急交通路指定路線一覧表 <table><tr><td>区 分</td><td>道 路 名</td><td>区 間</td></tr><tr><td rowspan="4">高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)</td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td>山陰近畿自動車道</td><td><u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr></table>	区 分	道 路 名	区 間	高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>	⋮	⋮	起点と終点の誤りの修正 【建設交通部】
区 分	道 路 名	区 間																									
高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC																									
	⋮	⋮																									
区 分	道 路 名	区 間																									
高速道路等 (高規格幹線道路) (地域高規格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>																									
	⋮	⋮																									
159	緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <table><tr><td></td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td></td><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td></td><td>山陰近畿自動車道</td><td>京丹後大宮IC～宮津天橋立IC</td></tr></table>		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境		京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC		山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC	緊急交通路指定予定路線図（高速道路等） <table><tr><td></td><td>舞鶴若狭自動車道</td><td>兵庫県境～福井県境</td></tr><tr><td></td><td>京都縦貫自動車道</td><td>宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC</td></tr><tr><td></td><td>山陰近畿自動車道</td><td><u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u></td></tr></table>		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境		京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC		山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>	起点と終点の誤りの修正 【建設交通部】						
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC																									
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境																									
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～大山崎JCT・IC																									
	山陰近畿自動車道	<u>宮津天橋立IC～京丹後大宮IC</u>																									

頁	現行	修正	修正理由
163	第9章 災害応急対策物資確保計画 第2節 食料及び生活必需品の確保計画 第3 物資の調達体制の整備 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。 (新設) 3 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。	第9章 災害応急対策物資確保計画 第2節 食料及び生活必需品の確保計画 第3 物資の調達体制の整備 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。 <u>3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。</u> <u>4 府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 5 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
164	食料品の調達等系統 （1）図2.9.1 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート 注1 (略) 2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。 ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。	食料品の調達等系統 （1）図2.9.1 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート 注1 (略) 2 <u>必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあつ旋することができる。</u> ※協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者 <u>(削除)</u> とする。	調達及びあつ旋ルートの修正 【危機管理部】 【文化生活部】

頁	現行	修正	修正理由
169	第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊婦</u> 等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。	第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊産婦</u> 等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。	産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】
172	第11章 廃棄物処理に係る防災対策の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 3（2） <u>仮設便所</u> やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。	第11章 廃棄物処理に係る防災対策の整備 第2節 廃棄物処理に係る防災計画 第2 市町村の施策 3（2） <u>仮設トイレ</u> やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【総合政策環境部】
173	第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に727棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている682棟のうち、未設置のものは12棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,192棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の319棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。	第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。	時点修正 【教育庁】
173	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在576所有者、929件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが186	第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む） なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201	時点修正 【教育庁】

	件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の743件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは54件ある。残る689件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。	件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。																						
頁	現行	修正	修正理由																					
173	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は141件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は113件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	時点修正 【教育庁】																					
189	第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 被災地緊急サポートチームの整備 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。	第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣 府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】																					
198	第21章 広域防災活動拠点計画 第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅 府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。 <table><tr><td>地域</td><td>道の駅</td><td>所在地</td></tr><tr><td>中部</td><td>和</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部</td><td>京丹波 味夢の里</td><td>(略)</td></tr></table>	地域	道の駅	所在地	中部	和	(略)	中部	京丹波 味夢の里	(略)	第21章 広域防災活動拠点計画 第4節 広域防災活動拠点の整備 府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。 <table><tr><td>地域</td><td>道の駅</td><td>所在地</td><td>防災道の駅</td></tr><tr><td>中部</td><td>和</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>中部</td><td>京丹波 味夢の里</td><td>(略)</td><td>○</td></tr></table>	地域	道の駅	所在地	防災道の駅	中部	和	(略)		中部	京丹波 味夢の里	(略)	○	より大規模な組織を意味する表現に修正 【危機管理部】 防災道の駅指定に伴う修正 【建設交通部】
地域	道の駅	所在地																						
中部	和	(略)																						
中部	京丹波 味夢の里	(略)																						
地域	道の駅	所在地	防災道の駅																					
中部	和	(略)																						
中部	京丹波 味夢の里	(略)	○																					

頁	現行	修正	修正理由
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
205	第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 府の活動体制 第4 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整支部の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整支部（以下「調整支部」という。）を設置する。	第1章 災害応急対策の活動体制 第3節 府の活動体制 第4 保健医療福祉調整本部等運用計画 第1 保健医療福祉調整本部・調整 <u>地域本部</u> の設置趣旨 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整 <u>地域本部</u> （以下「調整 <u>地域本部</u> 」という。）を設置する。	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更に伴う修正 【健康福祉部】
205	※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康管理チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を指す。	※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、 <u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u> 、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、 <u>災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）</u> 、 <u>災害支援ナース</u> 等を指す。	DHEATの正式名称への修正及び改正医療法（令和6年4月施行）において、「災害支援ナース」がDMAT、DPAT同様の「災害・感染症医療業務従事者」と位置付けられたこと等に伴う修正 【健康福祉部】
205	第2 保健医療調整本部・調整支部の設置 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。 2 調整支部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。 第3 保健医療福祉調整本部・調整支部の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。 第4 保健医療福祉調整本部・調整支部の機能 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担	第2 保健医療福祉調整本部・調整 <u>地域本部</u> の設置 1 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。 2 調整 <u>地域本部</u> は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。 第3 保健医療福祉調整本部・調整 <u>地域本部</u> の構成 1 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。 2 保健医療福祉調整 <u>地域本部</u> 長は、各保健所長とする。 第4 保健医療福祉調整本部・調整 <u>地域本部</u> の機能 1 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更に伴う修正 【健康福祉部】

	う。 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整支部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。 3 調整支部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。 4 調整支部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。 第5 保健医療福祉調整本部・調整支部の役割	う。 2 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整地域本部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。 3 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。 4 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。 第5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割																									
頁	現行	修正	修正理由																								
207	図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 <table><tr><td>教育部</td></tr><tr><td>総括班</td></tr><tr><td>管理班</td></tr><tr><td>教職員班</td></tr><tr><td>福利班</td></tr><tr><td>学校教育班</td></tr><tr><td>特別支援教育班</td></tr><tr><td>高校教育班</td></tr><tr><td>ICT教育推進班</td></tr><tr><td>保健体育班</td></tr><tr><td>社会教育班</td></tr><tr><td>文化財保護班</td></tr></table>	教育部	総括班	管理班	教職員班	福利班	学校教育班	特別支援教育班	高校教育班	ICT教育推進班	保健体育班	社会教育班	文化財保護班	図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 <table><tr><td>教育部</td></tr><tr><td>総括班</td></tr><tr><td>管理班</td></tr><tr><td>教職員班</td></tr><tr><td>福利班</td></tr><tr><td>学校教育班</td></tr><tr><td>特別支援教育班</td></tr><tr><td>高校教育班</td></tr><tr><td>教育DX推進班</td></tr><tr><td>保健体育班</td></tr><tr><td>社会教育班</td></tr><tr><td>文化財保護班</td></tr></table>	教育部	総括班	管理班	教職員班	福利班	学校教育班	特別支援教育班	高校教育班	教育DX推進班	保健体育班	社会教育班	文化財保護班	組織名変更に伴う修正【教育庁】
教育部																											
総括班																											
管理班																											
教職員班																											
福利班																											
学校教育班																											
特別支援教育班																											
高校教育班																											
ICT教育推進班																											
保健体育班																											
社会教育班																											
文化財保護班																											
教育部																											
総括班																											
管理班																											
教職員班																											
福利班																											
学校教育班																											
特別支援教育班																											
高校教育班																											
教育DX推進班																											
保健体育班																											
社会教育班																											
文化財保護班																											
209	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>部長及び副部長担当職</td><td>班名</td><td>班長担当職</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td>(略)</td><td>人権啓発推進班</td><td>人権啓発推進室参事</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	文化生活部	(略)	人権啓発推進班	人権啓発推進室参事	(略)	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>部長及び副部長担当職</td><td>班名</td><td>班長担当職</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td>(略)</td><td>人権啓発推進班</td><td>人権啓発推進室企画参事</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	文化生活部	(略)	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	(略)	役職名変更に伴う修正【文化生活部】				
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																							
文化生活部	(略)	人権啓発推進班	人権啓発推進室参事	(略)																							
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																							
文化生活部	(略)	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	(略)																							

頁	現行					修正					修正理由
210	部 名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	部 名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	文言の修正 【健康福祉部】
	健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること	健康福祉部	(略)	医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関すること。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること	
211	部 名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	部 名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	文言の修正 【近畿農政局】
	農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。	農林水産部	(略)	農村振興班	農村振興課長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。	

頁	現行					修正					修正理由
212	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	組織改編に伴う修正 【建設交通部】
	建設交通部	部長 建設交通部 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部副 部長 副部長 建設交通部技 監 副部長 公営企業管理 監兼副部長	住宅班	住宅課 長	1 府営住宅の応急修理 に關すること。 2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。 3 応急仮設住宅に關す ること。	建設交通部	部長 建設交通部 副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部技 監 副部長 公営企業管理 監	住宅班	住宅政 策課長 住宅整 備課長	1 府営住宅の応急修理 に關すること。 2 公営住宅の被害状況 調査及び応急復旧の指 導に關すること。 3 応急仮設住宅に關す ること。	
213	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	部名	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	組織名変更に伴う修正 【教育庁】
	教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推進 室長 高校教 育課長	(略)	教育部	(略)	高校教 育班	高校改 革推進 室長 高校教 育課長	(略)	
			ICT 教育推 進班	ICT 教育推 進課長				教育D X推進 班	教育D X推進 課長		
214	第8 動員計画（各機関） 表3.1.2 京都府災害警戒本部等動員計画表					第8 動員計画（各機関） 表3.1.2 京都府災害警戒本部等動員計画表					組織改編に伴う修正 【建設交通部】
	京 都 府 災 害 警 戒 本 部					京 都 府 災 害 警 戒 本 部					
		震度4 「南海トラ フ地震情報 に關連する 情報」（臨	震度5弱及 び5強 (52)	津波注意報 (11)	津波警報 大津波警報 (36)		震度4 「南海トラ フ地震情報 に關連する 情報」（臨	震度5弱及 び5強 (52)	津波注意報 (11)	津波警報 大津波警報 (36)	

		時)の通報 (12)					時)の通報 (12)													
	建設交通部	監理課 1	監理課 2、 道路計画 課・道路建 設課・道路 管理課 4、 河川課・砂 防課 4、建 築指導課 2、 <u>住宅課</u> 2	河川課・砂 防課 2、港 湾局 1	監理課 1、 河川課・砂 防課 3、港 湾局 1		建設交通部	監理課 1	監理課 2、 道路計画 課・道路建 設課・道路 管理課 4、 河川課・砂 防課 4、建 築指導課 2、 <u>住宅政 策課・住宅 整備課</u> 2	河川課・砂 防課 2、港 湾局 1	監理課 1、 河川課・砂 防課 3、港 湾局 1									
頁	現行					修正					修正理由									
221	第 7 節 広域応援協力計画 第 6 他府県又は市町村への支援 2 京都府職員災害応援隊の派遣 (1) 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。					第 7 節 広域応援協力計画 第 6 他府県又は市町村への支援 2 京都府 <u>災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣</u> (1) 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、 <u>災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</u>					名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】									
226	第 2 章 通信情報連絡活動計画 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京丹後市 <u>総務課</u>					第 2 章 通信情報連絡活動計画 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 京丹後市 <u>総務防災課</u>					組織改編に伴う修正 【京丹後市】									
236	第 3 節 災害情報、被害状況等の収集伝達 表 3. 2. 5 関係機関と本部各部の分担 <table><tr><td>関 係 機 関</td><td>対策本部 担当部・班</td></tr><tr><td>都市基盤整備公団（関西支社）</td><td>建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)</td></tr></table>					関 係 機 関	対策本部 担当部・班	都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)	第 3 節 災害情報、被害状況等の収集伝達 表 3. 2. 5 関係機関と本部各部の分担 <table><tr><td>関 係 機 関</td><td>対策本部 担当部・班</td></tr><tr><td>都市基盤整備公団（関西支社）</td><td>建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)</td></tr></table>					関 係 機 関	対策本部 担当部・班	都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)	組織改編に伴う修正 【建設交通部】	
関 係 機 関	対策本部 担当部・班																			
都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部住宅班 (<u>住宅課</u>)																			
関 係 機 関	対策本部 担当部・班																			
都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部住宅班 (<u>住宅政策課</u>)																			

頁	現行	修正	修正理由
242	第6節 広報広聴活動計画 第2 広報活動 3 災害の広報にあたって必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、<u>公共ＬＡアラート</u>(災害情報共有システム)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。 4 広報事項 (6) その他必要と認められる情報 なお、この場合の広報内容、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。	第6節 広報広聴活動計画 第2 広報活動 3 災害の広報に<u>当たって</u>必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、<u>Ｌアラート</u>(災害情報共有システム)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。 4 広報事項 (6) その他必要と認められる情報 なお、この場合の広報内容<u>は</u>、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。	文言の修正 【知事室長G】
242	第3 広聴活動 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、<u>すみやかに</u>関係機関に連絡して早期解決に努める。	第3 広聴活動 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等<u>多様な</u>生活等の問題について適切に相談に応じるほか、<u>速やかに</u>関係機関に連絡して早期解決に努める。	文言の修正 【知事室長G】
256	第5章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第4 活動拠点の確保 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。	第5章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第4 活動拠点の確保 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
257	第5 資機材等の調達等 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。	第5 資機材等の調達等 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための<u>車両や</u>資機材を確保するものとする。	文言の修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
260	第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第4 災害医療コーディネーター等の活動要請 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンとは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整支部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。 (新設)	第6章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第4 災害医療コーディネーター等の活動要請 <u>1 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンとは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</u> <u>2 災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。</u>	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更及び令和6年度の要綱策定による災害薬事コーディネーターの委嘱を今後行うことによる修正 【健康福祉部】
260	第7 助産等 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。	第7 助産等 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、<u>日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。</u>	京都透析医会に京都府衛星通信系防災情報システム(地上系端末局)の設置を検討していることによる修正 【健康福祉部】
262	図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 DAMT調整本部 ※DAMT調整本部が要請を受けた場合は、DAMT調整本部が対応し、航空運用調整班へ通報する。航空運用調整班が要請を受けた場合は、DAMT調整本部へ依頼する。	図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 DMAT調整本部 ※DMAT調整本部が要請を受けた場合は、DMAT調整本部が対応し、航空運用調整班へ通報する。航空運用調整班が要請を受けた場合は、DMAT調整本部へ依頼する。	誤字の修正 【健康福祉部】
272	第9章 輸送計画 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 2 海上輸送を要請する場合 京都府漁業協同組合連合会	第9章 輸送計画 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 2 海上輸送を要請する場合 京都府漁業協同組合 <u>(削除)</u>	名称の修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由
281	第10章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、 <u>京都府から管理業務の委託を受けている京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。</u> この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。	第10章 交通規制に関する計画 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、 <u>（削除）</u> 京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。	令和7年4月1日より公社が管理の主体となることによる文言修正 【建設交通部】
286	表3.10.1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>令和5年8月17日時点</u>	表3.10.1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>令和7年2月1日時点</u>	日付の更新 【建設交通部】
292	第11章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運得管理等 2 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている <u>被災者等</u> に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。	第11章 避難に関する計画 第6節 避難所の開設等 第2 避難所の運得管理等 2 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている <u>在宅避難者等</u> に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。 <u>なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。</u> <u>また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。</u>	第12回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
292	3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 併せて、必要に応じ、「<u>ペットの同行避難ガイドライン</u>」に基づき、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。	3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、</u>トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。<u>なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、<u>保健師、看護師、管理栄養士</u>等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 併せて、必要に応じ、「<u>ペットの同行避難ガイドライン</u>」<u>（京都府生活衛生課作成）</u>に基づき、<u>飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、</u>犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、<u>獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u>	防災基本計画（令和6年5月）及び「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（令和6年11月）」を踏まえた修正 【危機管理部】 「ペットの同行避難ガイドライン」作成者の補足に伴う修正 【文化生活部】
292	6 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	6 府及び市町村は、<u>在宅避難者や、</u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、<u>在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置す</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

		ること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。	
頁	現行	修正	修正理由
293	第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応 2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。	第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応 2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と<u>の連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなど</u>して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
293	第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「<u>京都府災害時保健師活動マニュアル</u>」及び「<u>京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）及び災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。 1 支援体制の企画・調整活動 ア 保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。	第7節 避難者健康対策 第3 支援活動体制及び活動内容 発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「<u>京都府災害時保健活動マニュアル</u>」及び「<u>京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン</u>」により被災地市町村の支援活動を実施する。 また、災害派遣福祉チーム（DWAT）、<u>災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等</u>を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。 1 支援体制の企画・調整活動 ア <u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して</u>、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】 マニュアル改定（R6.3改定）及び国通知（令和7年3月31日）において、D24Hの運用が明記されたことによる修正 【健康福祉部】
312	第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。	第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第1節 計画の方針 震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。	産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】

頁	現行	修正	修正理由
313	第2節 計画の内容 第6 妊婦に係る対策 1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。 3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。	第2節 計画の内容 第6 <u>妊産婦</u>に係る対策 1 市町村は、<u>妊産婦</u>のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。 3 <u>妊産婦</u>の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。	産後は感染予防やメンタルヘルス等への注意が必要な時期であることから、支援の対象に産婦を追加することに伴う修正 【健康福祉部】
317	第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第2節 し尿処理対策計画 第3 市町村地域防災計画で定めるべき事項 (1) 実施責任者 (2) 清掃班の編成 (3) し尿処理の方法 (4) 仮設トイレの保有・調達 (5) 資機材の保有・調達 (6) し尿処理施設の応急復旧 (7) その他必要な事項	第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第2節 し尿処理対策計画 第3 市町村地域防災計画で定めるべき事項 <u>1</u> 実施責任者 <u>2</u> 清掃班の編成 <u>3</u> し尿処理の方法 <u>4</u> 仮設トイレの保有・調達 <u>5</u> 資機材の保有・調達 <u>6</u> し尿処理施設の応急復旧 <u>7</u> その他必要な事項	一般計画編（p388）の表記と統一化を図ることに伴う修正 【総合政策環境部】
332	第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁 道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、<u>道路法に基づき道路啓開及び災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。</u> 道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線（重要物流道路等）については、表3.17.2、表3.17.3に示す。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表	第17章 施設の応急対策に関する計画 第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁 道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、<u>災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、令和7年1月に改訂した京都府域道路啓開計画（案）に基づき、応急工事及び障害物除去といった道路啓開を早急に実施する。</u> 道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。<u>なお、京都府域道路啓開計画（案）に基づき、京都府危機管理センターに道路啓開一元化窓口を設置した際は、各道路管理者からの道路に関する情報を道路啓開一元化窓口で集約することとし、関係機関の連絡先を表3.17.2に示す。</u>平常時・災害時を問	令和7年1月に改訂した京都府域道路啓開計画（案）に基づく修正 【建設交通部】

	3. 17. 4に示す。	わなない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線（重要物流道路等）については、表3. 17. <u>3</u> 、表3. 17. <u>4</u> に示す。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3. 17. <u>5</u> に示す。	
頁	現行	修正	修正理由
334	図3. 17. 1 道路・交通の災害情報等に伝達系統 京都府道路公社 <u>管理</u> 事務所	図3. 17. 1 道路・交通の災害情報等に伝達系統 京都府道路公社 <u>山陰近畿自動車道</u> 事務所	事務所名変更に伴う修正 【建設交通部】
335	表3. 17. <u>2</u> 重要物流道路一覧	表3. 17. <u>3</u> 重要物流道路一覧	表番号の修正 【建設交通部】
336～339	表3. 17. <u>3</u> 代替・補完路一覧	表3. 17. <u>4</u> 代替・補完路一覧	表番号の修正 【建設交通部】
340	表3. 17. <u>4</u> 緊急輸送道路一覧表	表3. 17. <u>5</u> 緊急輸送道路一覧表	表番号の修正 【建設交通部】
343	表3. 17. <u>4</u> 緊急輸送道路一覧表 路線名 <u>浜詰網野線</u>	表3. 17. <u>5</u> 緊急輸送道路一覧表 路線名 <u>木津網野線</u>	国道178号木津道路の 供用開始による路線再 編による修正 【丹後広域振興局】
354	第10節 農林水産施設応急対策計画 第2 農業用施設 4 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機 械を貸し付ける。 (1) 機械の種類 <u>排水機（エンジン付）</u> (2) 貸付対象 災害の <u>応急復旧</u> を行うもの	第10節 農林水産施設応急対策計画 第2 農業用施設 4 近畿農政局 <u>では</u> 、災害応急対策に使用する場合次の 機械を貸し付け <u>ており、在庫確認の上、借受の要請を行 う。</u> (1) 機械の種類 <u>排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等</u> (2) 貸付対象 災害時 <u>における応急排水や用水確保</u> を行うもの	文章の修正 【近畿農政局】

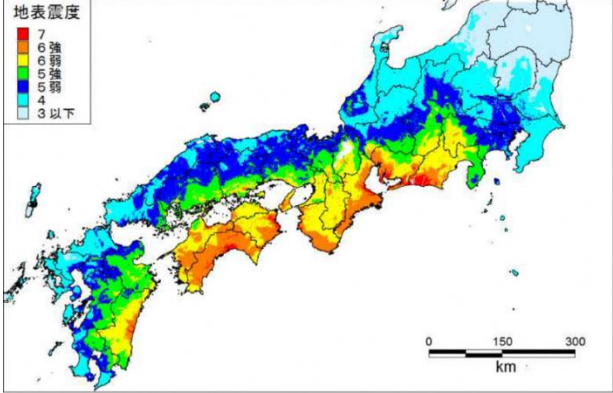
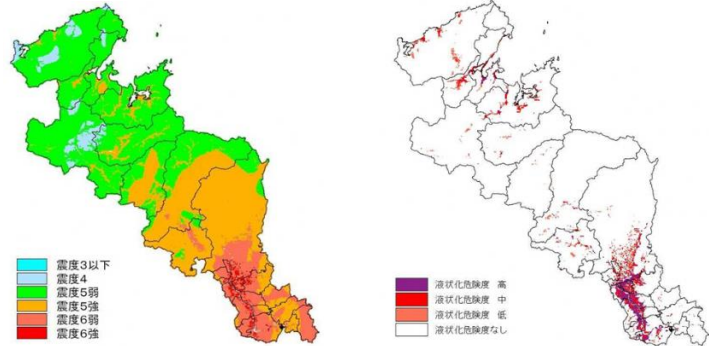
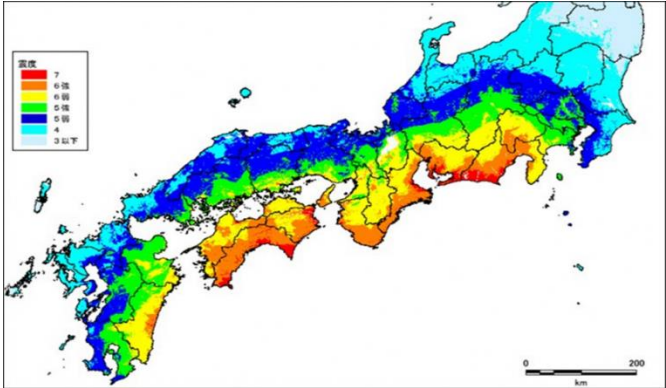
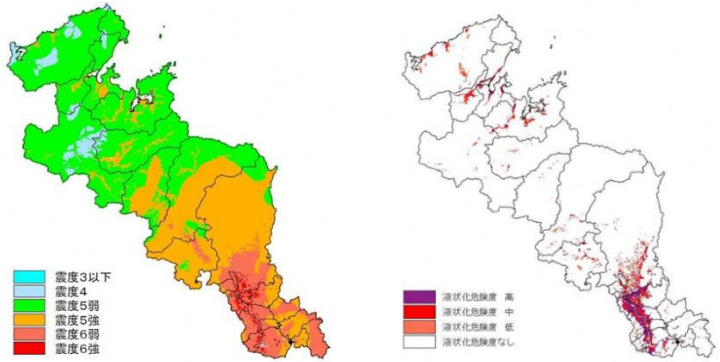
頁	現行	修正	修正理由
366	第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。	第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。 <u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
367	第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート 第3 一般ボランティアに対する支援 市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。	第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート 第3 一般ボランティアに対する支援 市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。 <u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
368	第23章 義援金品受付配分計画 第2節 計画の内容 第1 義援金 2 受付機関 （4）京都府の各府税事務所及び自動車税管理事務所	第32章 義援金品受付配分計画 第2節 計画の内容 第1 義援金 2 受付機関 （4） <u>京都府税事務所（自動車税管理事務所含む）</u>	令和7年1月1日の府税事務所統合に伴う修正 【総務部】
368	第2 義援物資 1 受付機関 （2）京都府の各広域振興局、 <u>各府税事務所及び自動車税管理事務所</u>	第2 義援物資 1 受付機関 （2）京都府の各広域振興局、 <u>府税事務所（自動車税管理事務所含む）</u>	令和7年1月1日の府税事務所統合に伴う修正 【総務部】

頁	現行	修正	修正理由																								
372	第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (図) 京都府災害支援対策本部組織図 <table><tr><td>教育部</td></tr><tr><td>総括班</td></tr><tr><td>管理班</td></tr><tr><td>教職員班</td></tr><tr><td>福利班</td></tr><tr><td>学校教育班</td></tr><tr><td>特別支援教育班</td></tr><tr><td>高校教育班</td></tr><tr><td>ICT教育推進班</td></tr><tr><td>保健体育班</td></tr><tr><td>社会教育班</td></tr><tr><td>文化財保護班</td></tr></table>	教育部	総括班	管理班	教職員班	福利班	学校教育班	特別支援教育班	高校教育班	ICT教育推進班	保健体育班	社会教育班	文化財保護班	第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (図) 京都府災害支援対策本部組織図 <table><tr><td>教育部</td></tr><tr><td>総括班</td></tr><tr><td>管理班</td></tr><tr><td>教職員班</td></tr><tr><td>福利班</td></tr><tr><td>学校教育班</td></tr><tr><td>特別支援教育班</td></tr><tr><td>高校教育班</td></tr><tr><td>教育DX推進班</td></tr><tr><td>保健体育班</td></tr><tr><td>社会教育班</td></tr><tr><td>文化財保護班</td></tr></table>	教育部	総括班	管理班	教職員班	福利班	学校教育班	特別支援教育班	高校教育班	教育DX推進班	保健体育班	社会教育班	文化財保護班	組織名変更に伴う修正 【教育庁】
教育部																											
総括班																											
管理班																											
教職員班																											
福利班																											
学校教育班																											
特別支援教育班																											
高校教育班																											
ICT教育推進班																											
保健体育班																											
社会教育班																											
文化財保護班																											
教育部																											
総括班																											
管理班																											
教職員班																											
福利班																											
学校教育班																											
特別支援教育班																											
高校教育班																											
教育DX推進班																											
保健体育班																											
社会教育班																											
文化財保護班																											
375	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>課名</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td>住宅課</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	建設交通部	住宅課	(略)	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>課名</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td>住宅政策課 住宅整備課</td><td>(略)</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	建設交通部	住宅政策課 住宅整備課	(略)	組織改編に伴う修正 【建設交通部】												
部名	課名	事務分掌																									
建設交通部	住宅課	(略)																									
部名	課名	事務分掌																									
建設交通部	住宅政策課 住宅整備課	(略)																									
376	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>課名</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td rowspan="3">教育庁</td><td>高校改革推進室</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>高校教育課</td></tr><tr><td>ICT教育推進課</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	教育庁	高校改革推進室	(略)	高校教育課	ICT教育推進課	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><td>部名</td><td>課名</td><td>事務分掌</td></tr><tr><td rowspan="3">教育庁</td><td>高校改革推進室</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>高校教育課</td></tr><tr><td>教育DX推進課</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	教育庁	高校改革推進室	(略)	高校教育課	教育DX推進課	組織名変更に伴う修正 【教育庁】								
部名	課名	事務分掌																									
教育庁	高校改革推進室	(略)																									
	高校教育課																										
	ICT教育推進課																										
部名	課名	事務分掌																									
教育庁	高校改革推進室	(略)																									
	高校教育課																										
	教育DX推進課																										

頁	現行	修正	修正理由																				
376	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">議会事務局</td><td>総務課・図書館</td><td>1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>議事課</td><td>1 議員との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>総務課・図書館</td><td>1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。	議事課	1 議員との連絡調整に関すること。	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table><tr><th>部名</th><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">議会事務局</td><td>総務課・図書館</td><td>1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>議事課</td><td>1 議員との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>委員会課</td><td>1 議員への情報提供に関すること。</td></tr></table>	部名	課名	事務分掌	議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。	議事課	1 議員との連絡調整に関すること。	委員会課	1 議員への情報提供に関すること。	課名及び事務分掌の修正 【議会事務局】
部名	課名	事務分掌																					
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。																					
	議事課	1 議員との連絡調整に関すること。																					
	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。																					
部名	課名	事務分掌																					
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関すること。																					
	議事課	1 議員との連絡調整に関すること。																					
	委員会課	1 議員への情報提供に関すること。																					
378	第26章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。	第26章 応援受援計画 第1節 応援計画 第1 計画の方針 他<u>の</u>都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。	誤記の修正 【危機管理部】																				
378	第2 計画の内容 2 <u>緊急派遣チーム（先遣隊）</u>の派遣 広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に<u>緊急派遣チーム</u>を派遣する。	第2 計画の内容 2 <u>先遣隊</u>の派遣 広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に<u>先遣隊</u>を派遣する。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】																				
378	3 応援の実施 (3) 応援内容 被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。 なお、人的支援の実施においては、<u>派遣職員登録制度</u>を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。	3 応援の実施 (3) 応援内容 被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。 なお、人的支援の実施においては、<u>京都府災害時応援職員登録制度により</u>支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】																				
379	第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備	第2節 受援計画 第1 計画の方針 京都府内での災害時に、京都府が<u>他の都道府県から</u>応援を受ける場合に必要事項を定める。 なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備	名称の統一化を図ることに伴う修正 【危機管理部】																				

	されるよう防災相互応援協定の締結促進、被災地緊急サポートチーム及び応急対策職員派遣制度（総務省）の整備を行うこととする。	されるよう防災相互応援協定の締結促進、 <u>京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。</u>	
頁	現行	修正	修正理由
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画	
384	第1章 民生安定のための緊急蘇理に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第7 金融措置計画 2 日本銀行（京都支店）の措置 （1）通貨の円滑な供給の確保 なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地派遣する等必要な措置を講ずる。 （2）現金供給のための輸送、通信手段の確保 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の確保を図る。 （3）金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。 （4）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次のような措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 ウ 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に	第1章 民生安定のための緊急蘇理に関する計画 第1節 生活確保対策計画 第7 金融措置計画 2 日本銀行（京都支店）の措置 （1）通貨の円滑な供給の確保 なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。 （2）現金供給のための輸送、通信手段の確保 被災地に <u>おける</u> 現金供給のため、緊急に現金を輸送し、 <u>または</u> 通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、 <u>各種</u> 輸送、通信手段の <u>活用</u> を図る。 （3）金融機関の業務運営の確保に係る措置 関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始 <u>を行いうる</u> よう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長 <u>または</u> 休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜 <u>業務</u> 時間の延長または休日臨時営業を行う。 （4）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関 <u>または</u> 金融機関団体に対し、次に <u>掲げる</u> 措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、 <u>預貯金</u> の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の <u>期限前払戻し</u> <u>または</u> 預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。 ウ <u>電子交換所において</u> 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券 <u>および</u> 貨幣の引換えについて、実情	日本銀行防災業務計画の文言に合わせた修正 【日本銀行京都支店】

	応じ必要な措置をとること。	に	に
頁	現行	修正	修正理由
385	(5) 各種金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。	(5) 各種金融措置に関する広報 金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。	日本銀行防災業務計画の文言に合わせた修正 【日本銀行京都支店】
	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画	第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画	
398	第1章 総則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。 (新設)	第1章 総則 第1節 計画の方針 1 南海トラフ地震について (8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。 (9) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和5年2月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定等の計算手法の検討が行われるとともに、同年4月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。 (10) その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキン	令和7年3月の内閣府による南海トラフ地震の被害想定公表について追記 【危機管理部】

		「 <u>グダグループ報告書</u> 」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。	
頁	現行	修正	修正理由
399	【モデル検討会による震度想定】 <全城>  <京都府域> 	【<u>(削除) 震度想定</u>】 <全城 <u>(令和7年3月内閣府公表)</u>>  <京都府域 <u>(平成26年6月京都府公表)</u>> 	令和7年3月の内閣府による南海トラフ地震の被害想定結果について追記 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
400	【南海トラフ巨大地震被害想定】 <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">死者 (人)</th><th rowspan="3">負傷者 (人)</th><th rowspan="3">要救助者 (人)</th><th colspan="5">全壊棟数(棟)</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th>揺れ</th><th>液状化</th><th>津波</th><th>急傾斜地 崩壊</th><th>火災</th></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td>京都府</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">平均風速</td><td>夏12時</td><td>約500</td><td>約9,500</td><td>約2,200</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約200</td><td>約18,000</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約800</td><td>約12,000</td><td>約3,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約100</td><td>約18,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約800</td><td>約14,000</td><td>約2,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約43,000</td><td>約58,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約800</td><td>約14,000</td><td>約2,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約43,000</td><td>約58,000</td></tr><tr><td rowspan="3">強風</td><td>夏12時</td><td>約500</td><td>約9,800</td><td>約2,200</td><td>約12,000</td><td>約3,700</td><td>-</td><td>約30</td><td>約2,300</td><td>約18,000</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約800</td><td>約12,000</td><td>約3,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約1,100</td><td>約17,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約900</td><td>約15,000</td><td>約2,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約54,000</td><td>約70,000</td></tr><tr><td>全国</td><td>約32万</td><td>約81万</td><td>約34万</td><td>約134万</td><td>約13万</td><td>約15万</td><td>約8千</td><td>約74万</td><td>約238万</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="3">断層名</th><th rowspan="3">最大予測震度</th><th colspan="5">人的被害</th><th colspan="3">建物被害</th></tr><tr><th>死者数</th><th colspan="2">負傷者数</th><th>要救助者数</th><th>短期避難者数</th><th>全壊</th><th>半壊・一部半壊</th><th>焼失建物</th></tr><tr><th>(人)</th><th>(人)</th><th>重傷者数 (人)</th><th>(人)</th><th>(人)</th><th>(棟)</th><th>(棟)</th><th>(棟)</th></tr><tr><td>南海トラフ地震</td><td>6強</td><td>880</td><td>14,650</td><td>2,860</td><td>2,470</td><td></td><td>15,740</td><td></td><td>54,470</td></tr></table>		死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)					合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	火災						京都府											平均風速	夏12時	約500	約9,500	約2,200					約200	約18,000	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約100	約18,000	冬18時	約800	約14,000	約2,500					約43,000	約58,000	冬18時	約800	約14,000	約2,500					約43,000	約58,000	強風	夏12時	約500	約9,800	約2,200	約12,000	約3,700	-	約30	約2,300	約18,000	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約1,100	約17,000	冬18時	約900	約15,000	約2,500					約54,000	約70,000	全国	約32万	約81万	約34万	約134万	約13万	約15万	約8千	約74万	約238万	断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物	(人)	(人)	重傷者数 (人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	南海トラフ地震	6強	880	14,650	2,860	2,470		15,740		54,470	【南海トラフ巨大地震被害想定】 <u>(令和7年3月内閣府公表)</u> <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">死者 (人)</th><th rowspan="3">負傷者 (人)</th><th rowspan="3">要救助者 (人)</th><th colspan="5">全壊棟数(棟)</th><th rowspan="3">合計</th></tr><tr><th>揺れ</th><th>液状化</th><th>津波</th><th>急傾斜地 崩壊</th><th>火災</th></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td>京都府</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">平均風速</td><td>夏12時</td><td>約400</td><td>約15,000</td><td>約3,800</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約90</td><td>約15,000</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約800</td><td>約12,000</td><td>約3,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約80</td><td>約15,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約1,300</td><td>約15,000</td><td>約3,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約38,000</td><td>約50,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約1,300</td><td>約15,000</td><td>約3,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約38,000</td><td>約50,000</td></tr><tr><td rowspan="4">強風</td><td>夏12時</td><td>約400</td><td>約15,000</td><td>約3,800</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約800</td><td>約15,000</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約700</td><td>約12,000</td><td>約3,500</td><td>約11,000</td><td>約3,300</td><td>-</td><td>約40</td><td>約1,000</td><td>約15,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約1,800</td><td>約18,000</td><td>約3,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約48,000</td><td>約64,000</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約1,800</td><td>約18,000</td><td>約3,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約48,000</td><td>約64,000</td></tr><tr><td colspan="11">全国(近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース(陸側)、津波ケース(ケース③))</td></tr><tr><td rowspan="4">平均風速</td><td>夏12時</td><td>約205千</td><td>約385千</td><td>約334千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約187千</td><td>約1,757千</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約280千</td><td>約817千</td><td>約380千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約180千</td><td>約1,730千</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約238千</td><td>約847千</td><td>約348千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約842千</td><td>約2,212千</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約238千</td><td>約847千</td><td>約348千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約842千</td><td>約2,212千</td></tr><tr><td rowspan="4">強風</td><td>夏12時</td><td>約208千</td><td>約950千</td><td>約334千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約209千</td><td>約1,780千</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約282千</td><td>約832千</td><td>約380千</td><td>約1,279千</td><td>約110千</td><td>約174千</td><td>約6,800</td><td>約204千</td><td>約1,775千</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約239千</td><td>約881千</td><td>約348千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約763千</td><td>約2,333千</td></tr><tr><td>冬18時</td><td>約239千</td><td>約881千</td><td>約348千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>約763千</td><td>約2,333千</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="3">断層名</th><th rowspan="3">最大予測震度</th><th colspan="5">人的被害</th><th colspan="3">建物被害</th></tr><tr><th>死者数</th><th colspan="2">負傷者数</th><th>要救助者数</th><th>短期避難者数</th><th>全壊</th><th>半壊・一部半壊</th><th>焼失建物</th></tr><tr><th>(人)</th><th>(人)</th><th>重傷者数 (人)</th><th>(人)</th><th>(人)</th><th>(棟)</th><th>(棟)</th><th>(棟)</th></tr><tr><td>南海トラフ地震</td><td>6強</td><td>約1,600</td><td>約76,000</td><td></td><td>約3,800</td><td>約289,000</td><td>約75,000</td><td>約77,000</td><td>約49,000</td></tr></table>		死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)					合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	火災						京都府											平均風速	夏12時	約400	約15,000	約3,800					約90	約15,000	冬深夜	約800	約12,000	約3,500					約80	約15,000	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約38,000	約50,000	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約38,000	約50,000	強風	夏12時	約400	約15,000	約3,800					約800	約15,000	冬深夜	約700	約12,000	約3,500	約11,000	約3,300	-	約40	約1,000	約15,000	冬18時	約1,800	約18,000	約3,400					約48,000	約64,000	冬18時	約1,800	約18,000	約3,400					約48,000	約64,000	全国(近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース(陸側)、津波ケース(ケース③))											平均風速	夏12時	約205千	約385千	約334千					約187千	約1,757千	冬深夜	約280千	約817千	約380千					約180千	約1,730千	冬18時	約238千	約847千	約348千					約842千	約2,212千	冬18時	約238千	約847千	約348千					約842千	約2,212千	強風	夏12時	約208千	約950千	約334千					約209千	約1,780千	冬深夜	約282千	約832千	約380千	約1,279千	約110千	約174千	約6,800	約204千	約1,775千	冬18時	約239千	約881千	約348千					約763千	約2,333千	冬18時	約239千	約881千	約348千					約763千	約2,333千	断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物	(人)	(人)	重傷者数 (人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	南海トラフ地震	6強	約1,600	約76,000		約3,800	約289,000	約75,000	約77,000	約49,000	令和7年3月の内閣府による南海トラフ地震の被害想定結果について追記 【危機管理部】
	死者 (人)					負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)					合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								揺れ	液状化	津波		急傾斜地 崩壊		火災																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
京都府																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平均風速	夏12時	約500	約9,500	約2,200					約200	約18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約100	約18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約800	約14,000	約2,500					約43,000	約58,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約800	約14,000	約2,500					約43,000	約58,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
強風	夏12時	約500	約9,800	約2,200	約12,000	約3,700	-	約30	約2,300	約18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約1,100	約17,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約900	約15,000	約2,500					約54,000	約70,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
全国	約32万	約81万	約34万	約134万	約13万	約15万	約8千	約74万	約238万																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		(人)	(人)	重傷者数 (人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南海トラフ地震	6強	880	14,650	2,860	2,470		15,740		54,470																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)					合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	火災																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
京都府																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平均風速	夏12時	約400	約15,000	約3,800					約90	約15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約800	約12,000	約3,500					約80	約15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約38,000	約50,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約38,000	約50,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
強風	夏12時	約400	約15,000	約3,800					約800	約15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約700	約12,000	約3,500	約11,000	約3,300	-	約40	約1,000	約15,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約1,800	約18,000	約3,400					約48,000	約64,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約1,800	約18,000	約3,400					約48,000	約64,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
全国(近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース(陸側)、津波ケース(ケース③))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平均風速	夏12時	約205千	約385千	約334千					約187千	約1,757千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約280千	約817千	約380千					約180千	約1,730千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約238千	約847千	約348千					約842千	約2,212千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約238千	約847千	約348千					約842千	約2,212千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
強風	夏12時	約208千	約950千	約334千					約209千	約1,780千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬深夜	約282千	約832千	約380千	約1,279千	約110千	約174千	約6,800	約204千	約1,775千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約239千	約881千	約348千					約763千	約2,333千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	冬18時	約239千	約881千	約348千					約763千	約2,333千																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		(人)	(人)	重傷者数 (人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
南海トラフ地震	6強	約1,600	約76,000		約3,800	約289,000	約75,000	約77,000	約49,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
407	第3章 地震防災上必要な教育及び広報 第2節 広報 3 広報時における留意事項 (1) 広報に<u>あた</u>っては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。	第3章 地震防災上必要な教育及び広報 第2節 広報 3 広報時における留意事項 (1) 広報に<u>当た</u>っては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。	文言の修正 【知事室長G】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

頁	現行	修正	修正理由
414	第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 2 府の対応 (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。	第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 2 府の対応 (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の連絡先の追加 【危機管理部】

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	--

頁	現行	修正	修正理由												
	第1編 総則	第1編 総則													
2	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」 (令和5年11月1日一部改正)を遵守するものとする。	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」 (令和6年9月11日全部改正)を遵守するものとする。	原子力災害対策指針の 改正に伴う修正 【危機管理部】												
3	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和6年1月1日時点を示す。	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和7年1月1日時点を示す。	時点修正 【危機管理部】												
3	【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ： Precautionary Action Zone） 発電所からの距離はおおむね5kmとする。 <table><tr><td>市 町 名</td><td>対 象 地 域</td><td>人口(人)</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>松尾、杉山</td><td>45</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	45	【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ： Precautionary Action Zone） 発電所からの距離はおおむね5kmとする。 <table><tr><td>市 町 名</td><td>対 象 地 域</td><td>人口(人)</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>松尾、杉山</td><td>43</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	43	時点修正 【舞鶴市】
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	45													
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	43													

頁	現行	修正	修正理由																								
3	・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね30kmとする。 <table><tr><th>市 町 名</th><th>対 象 地 域</th><th>人口(人)</th></tr><tr><td>福知山市</td><td>二箇下、市原、高津江、二箇上、三河</td><td>378</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>全域（松尾、杉山を除く。）</td><td>76,687</td></tr><tr><td>綾部市</td><td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居</td><td>7,299</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	378	舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	76,687	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居	7,299	・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね30kmとする。 <table><tr><th>市 町 名</th><th>対 象 地 域</th><th>人口(人)</th></tr><tr><td>福知山市</td><td>二箇下、市原、高津江、二箇上、三河</td><td>360</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>全域（松尾、杉山を除く。）</td><td>75,713</td></tr><tr><td>綾部市</td><td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居</td><td>7,167</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	360	舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	75,713	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居	7,167	時点修正 【京都市】 【舞鶴市】 【綾部市】 【南丹市】 【京丹波町】
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																									
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	378																									
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	76,687																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居	7,299																									
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																									
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	360																									
舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	75,713																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居	7,167																									

		野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、渕垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)				野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、渕垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)		
	宮津市	全域	<u>16,325</u>		宮津市	全域	<u>15,966</u>	
	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小渕、向山、檜原、音海、宮脇、下吉	<u>3,150</u>		南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小渕、向山、檜原、音海、宮脇、下吉	<u>3,050</u>	

		田、島、長谷、上司、和泉、 静原]				田、島、長谷、上司、和泉、 静原]		
	京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠 原、大迫、長瀬、塩谷、上乙 見、下乙見、西河内、下栗 野、細谷、上栗野、仏主、本 庄、坂原、中、角、広瀬、才 原、大簾、広野、出野、稲 次、安栖里、小畑	<u>2,540</u>			京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠 原、大迫、長瀬、塩谷、上乙 見、下乙見、西河内、下栗 野、細谷、上栗野、仏主、本 庄、坂原、中、角、広瀬、才 原、大簾、広野、出野、稲 次、安栖里、小畑	<u>2,455</u>
	伊根町	日出、高梨、西平田、東平 田、大浦、立石、耳鼻、亀 山、大原、新井、泊、津母、 峠、畑谷、井室、六万部、野 室、湯之山、成	<u>1,318</u>			伊根町	日出、高梨、西平田、東平 田、大浦、立石、耳鼻、亀 山、大原、新井、泊、津母、 峠、畑谷、井室、六万部、野 室、湯之山、成	<u>1,294</u>
	合	計	<u>107,697</u>			合	計	<u>106,005</u>
	ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原 (<u>438</u> 人)）においては、PAZに準じた防護措置を行 う。					ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原 (<u>391</u> 人)）においては、PAZに準じた防護措置を行 う。		

頁	現行	修正	修正理由																								
4	【大飯発電所】 ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。 <table><tr><th>市 町 名</th><th>対 象 地 域</th><th>人口(人)</th></tr><tr><td>京都市</td><td>左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）</td><td>244</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td><td>72,755</td></tr><tr><td>綾部市</td><td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上</td><td>1,279</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	244	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	72,755	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上	1,279	【大飯発電所】 ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。 <table><tr><th>市 町 名</th><th>対 象 地 域</th><th>人口(人)</th></tr><tr><td>京都市</td><td>左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）</td><td>235</td></tr><tr><td>舞鶴市</td><td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td><td>71,469</td></tr><tr><td>綾部市</td><td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上</td><td>1,230</td></tr></table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	235	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	71,469	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上	1,230	時点修正 【京都市】 【舞鶴市】 【綾部市】 【南丹市】 【京丹波町】
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																									
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	244																									
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	72,755																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上	1,279																									
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																									
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	235																									
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	71,469																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上	1,230																									

		林（八津合町）				林（八津合町）		
	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2,868</u>		南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2,779</u>	
	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	<u>214</u>		京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	<u>215</u>	
	合 計		<u>77,360</u>		合 計		<u>75,928</u>	

頁	現行	修正	修正理由
	第2編 原子力災害事前対策計画	第2編 原子力災害事前対策計画	
26	第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備 府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布 体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。 (新設) また、府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。	第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制の整備 府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、府内関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布 体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用を行えるよう、準備しておくものとする。 <u>府〔健康福祉部〕は、原子力災害対策指針等を参考に、府内関係市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</u> また、府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
	第3編 緊急事態応急対策計画	第3編 緊急事態応急対策計画	
33	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 情報収集事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。 イ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (1) 情報収集事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置し</u>、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。 イ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
	(2) 警戒事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。 イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。 ウ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。	(2) 警戒事態が発生した場合 ア 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し</u>、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。 イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>に連絡するとともに、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。 ウ 府〔危機管理部〕は、原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
34	(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 イ また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の 予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民を対象とした避難等の 予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。	(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 イ また、<u>原子力規制委員会及び内閣府は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し</u>、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の 予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民を対象とした避難等の 予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由
35	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3—1 (略) 南丹市危機管理対策室 (略) (略) 京丹後市総務課 (略)	第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3—1 (略) 南丹市危機管理課 (略) (略) 京丹後市総務防災課 (略)	組織改正に伴う修正 【南丹市】
36	別図3—2 (略) 南丹市危機管理対策室 (略)	別図3—2 (略) 南丹市危機管理課 (略)	組織改正に伴う修正 【南丹市】
37	別図4—1 (略) 京丹後市（総務課） (略)	別図4—1 (略) 京丹後市（総務防災課） (略)	組織改正に伴う修正 【京丹後市】
39	2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。	2 応急対策活動情報の連絡 (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア 原子力防災管理者は、府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】
40	4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) 緊急時モニタリング等の実施 ウ 施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるものと	4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) 緊急時モニタリング等の実施 ウ 施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、<u>（削除）</u>国による緊急時モニタリングセンターの	緊急時モニタリングセンターの立上げ主体は国であることに伴う修正 【総合政策環境部】

	されている。府〔総合政策環境部、健康福祉部、農林水産部〕は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。	立上げに協力する。									
頁	現行	修正	修正理由								
42	第3章 活動体制の確立 1 府の活動体制 (3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制 ウ 保健医療福祉調整本部の設置 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部・ <u>同調整支部</u> を設置する。	第3章 活動体制の確立 1 府の活動体制 (3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制 ウ 保健医療福祉調整本部の設置 災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部・ <u>同調整地域本部</u> を設置する。	国通知（令和7年3月31日）に基づく名称変更に伴う修正 （健康福祉部）								
48	別表3 原子力災害対策本部の体制 <table border="1"> <tr> <td>商工労働観光部</td><td></td><td></td><td>産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室</td></tr> </table>	商工労働観光部			産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室	別表3 原子力災害対策本部の体制 <table border="1"> <tr> <td>商工労働観光部</td><td></td><td></td><td>産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室</td></tr> </table>	商工労働観光部			産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室	課名の誤りの修正 【商工労働観光部】
商工労働観光部			産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室								
商工労働観光部			産業労働総務課 中小企業総合支援課 観光室								
52	第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (3) また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行うよう要請する。	第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (3) また、府〔危機管理部〕は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の要請又は独自の判断により、UPZを含む府内関係市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行うよう指示する。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】								
54	(12) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u> の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。	(12) <u>（削除）</u> 感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。	防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】								

頁	現行	修正	修正理由
54	2 避難所等 (3) また、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」<u>(新規)</u>に基づき犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、<u>(新規)</u>避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	2 避難所等 (3) また、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」(<u>京都府生活衛生課作成</u>)に基づき犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、<u>被災者支援の観点から</u>避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	「ペットの同行避難ガイドライン」作成者の補足及び防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正 【危機管理部】 【文化生活部】

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	---------------------------

頁	現行	修正	修正理由										
	石油類流出事故対策計画編	石油類流出事故対策計画編											
7	第2編 予防計画 表「関係機関通報連絡先」中 伊根町 総務課 F A X (0772-32-1009)	第2編 予防計画 表「関係機関通報連絡先」中 伊根町 総務課 F A X (0772-32-1333)	F A X 番号の修正 【伊根町】										
9	表「関係機関通報連絡先」 伊根町 総務課 F A X (0772-32-1009)	表「関係機関通報連絡先」 伊根町 総務課 F A X (0772-32-1333)	F A X 番号の修正 【伊根町】										
10	第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に係る活動体制 第1節 府の活動体制 第1 活動体制 1 事故警戒本部 (1) 事故警戒本部の設置 府又は近隣の海域等において油流出事故が発生し、府域の海岸等に流出油が漂着する等被害が及ぶおそれがあるときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、必要に応じて、知事は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、事故警戒本部を設置する。（本部長：知事又は防災担当副知事）	第3編 応急対策計画 第2章 応急対策に係る活動体制 第1節 府の活動体制 第1 活動体制 1 事故警戒本部 (1) 事故警戒本部の設置 府又は近隣の海域等において油流出事故が発生し、府域の海岸等に流出油が漂着する等被害が及ぶおそれがあるときは、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、必要に応じて、知事は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、事故警戒本部を設置する。（本部長：知事又は防災担当副知事）	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】										
12	表1 事故警戒本部及び事故対策本部の配備 <table><tr><td>部名</td><td>事故警戒本部</td><td>事故対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr></table>	部名	事故警戒本部	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	表1 石油類流出事故警戒本部及び石油類流出事故対策本部の配備 <table><tr><td>部 名</td><td>石油類流出事故警戒本部基本配備</td><td>石油類流出事故警戒本部1号配備</td><td>石油類流出事故対策本部</td></tr></table>	部 名	石油類流出事故警戒本部基本配備	石油類流出事故警戒本部1号配備	石油類流出事故対策本部	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒本部	事故対策本部											
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1											
部 名	石油類流出事故警戒本部基本配備	石油類流出事故警戒本部1号配備	石油類流出事故対策本部										

	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 1 5		知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	
	総務部		総務調整課 1、入札課 1		危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 1 5	
	総合政策環境部	環境管理課 1	政策環境総務課 1、循環型社会推進課 1、環境管理課 1		総務部			総務調整課 1、入札課 1	
	文化生活部	消費安全生活センター 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、消費安全生活センター 1		総合政策環境部		環境管理課 1	政策環境総務課 1、循環型社会推進課 1、環境管理課 1	
	健康福祉部	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1		文化生活部		消費安全生活センター 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、消費安全生活センター 1	
	商工労働観光部		産業労働総務課 1		健康福祉部		健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	
	農林水産部	水産課 1	農政課 1、農村振興課 1、水産課 1						
	建設交通部	河川課 1、港湾局 1	監理課 1、河川課 2、水道政策課 1、港湾局 1						
	教育庁		総務企画課 1						
	警察本部	警備第一課 2	警備第一課 2						

	議会事務局		総務課 1		商工労働観光部			産業労働総務課 1	
					農林水産部		水産課 1	農政課 1、農村振興課 1、水産課 1	
					建設交通部		河川課 1、港湾局 1	監理課 1、河川課 2、水道政策課 1、港湾局 1	
					教育庁			総務企画課 1	
					警察本部		警備第一課 2	警備第一課 2	
					議会事務局			総務課 1	

24	第 4 編 被害復旧計画 (参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表							第 4 編 被害復旧計画 (参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表							時点更新に伴う修正 【宮津与謝消防組合消防本部】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイル フェンス (m)	吸着材		処理剤		所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイル フェンス (m)	吸着材		処理剤		
	宮津市	京都府水産事務所	二	吸着 マット	1,832 枚	油処 理剤	630L	宮津市	京都府水産事務所	1,360m (20m× 68基)	吸着 マット	3,758 枚	油処 理剤	604L	
				吸着 マット (0.5m × 50m)	5巻 (10kg)						吸着 マット (0.5m × 50m)	4巻 (10kg /巻)			

24	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						時点更新に伴う修正 【宮津与謝消防組合消防本部】 【丹後広域振興局】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材		処理剤		所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材		処理剤		
			種類	数量	種類	数量			種類	数量	種類	数量	
	宮津市	宮津与謝消防組合宮津与謝消防署	吸着マット	100kg	油処理剤	18L	宮津市	宮津与謝消防組合宮津与謝消防署	吸着マット	100枚	油処理剤	18L	
		ACライト	50kg				ACライト	40kg					
		宮津与謝消防組合宮津分署	吸着マット	100kg	油処理剤	18L		宮津与謝消防組合宮津分署	吸着マット	100枚	油処理剤	18L	
		ACライト	50kg				ACライト	10kg					
	与謝野町	宮津与謝消防組合加悦谷分署	吸着マット	100kg	油処理剤	18L		(公財)京都府水産振興事業団	吸着マット	187kg (17kg×11箱)			
		ACライト	50kg			与謝野町	宮津与謝消防組合加悦谷分署	吸着マット	100枚	油処理剤	18L		
								ACライト	10kg				
伊根町	宮津与謝消防組合橋北分署	ACライト	50kg	油処理剤	18L	伊根町	宮津与謝消防組合橋北分署	吸着マット	50枚	油処理剤	18L		
		吸着マット	50枚					ACライト	20kg				
25	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						時点更新に伴う修正 【丹後広域振興局】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイルフェンス (m)	吸着材		所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイルフェンス (m)	吸着材				
				種類	数量				種類	数量			
	京丹後市	京都水産事務所	1,980	吸着マット	2,500枚	京丹後市	京都水産事務所	二	二	二			

				吸着 マット (0.5m× 50m)	5巻 (10kg)								
25	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表					(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表					時点更新に伴う修正 【福知山市】 【京都中部広域消防組合 消防本部】		
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材		処理剤		所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材			処理剤	
			種類	数量	種類	数量			種類	数量		種類	数量
	福知山市	福知山市消防本部	吸着 マット	500枚	乳化分散 剤	60L	福知山市	福知山市消防本部	吸着 マット	300枚		乳化分散 剤	108L
			パー ライト	150kg					AC ライト	90kg			
	京丹波町	京都中部広域消防組合 園部消防署 丹波出張所	吸着 マット	22枚			京丹波町	京都中部広域消防組合 園部消防署 丹波出張所	吸着 マット	21枚			
			AC ライト	14kg					AC ライト	10kg			
		京都中部広域消防組合 園部消防署	吸着 マット	68枚				京都中部広域消防組合 園部消防署	吸着 マット	43枚			
			AC ライト	100kg					AC ライト	80kg			
		京都中部広域消防組合 園部消防署 美山出張所	AC ライト	40kg				京都中部広域消防組合 園部消防署 美山出張所	AC ライト	20kg			
		京都中部広域消防組合 園部消防署 八木出張所	パー ライト	8kg				京都中部広域消防組合 園部消防署 八木出張所	パー ライト	0kg			
		京都中部広域消防組合 園部消防署 日吉出張所	吸着 マット	12枚				京都中部広域消防組合 園部消防署 日吉出張所	吸着 マット	11枚			
			AC	18kg					AC	20kg			

			ライト						ライト				
			木ライト	3kg					木ライト	0kg			
		京都中部広域消防組合 亀岡消防署	吸着マット	50枚					吸着マット	42枚			
			パーライト	10kg					パーライト	20kg			
			ACライト	108kg					ACライト	69kg			
		京都中部広域消防組合 亀岡消防署 東分署	吸着マット	48枚					吸着マット	51枚			
			ACライト	70kg					ACライト	43kg			
26	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						時点更新に伴う修正 【京都市】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイル フェンス (m)	吸着材			所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイル フェンス (m)	吸着材			
				種類	数量					種類	数量		
	京都市	京都市上下 水道局 疎 水事務所	75				京都市	京都市上下 水道局 疎 水事務所	75	吸着 マット	300枚		
										吸着 マット (万国旗 タイプ)	52m×4箱		

26	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表					(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表					時点更新に伴う修正 【乙訓消防組合消防本部】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイルフェンス (m)	吸着材 種類	数量	所在地	備蓄事業所 (機関名)	オイルフェンス (m)	吸着材 種類	数量	
	向日市	乙訓消防組合向日消防署		パーライト	50L	向日市	乙訓消防組合向日消防署	36	吸着マット	190枚	
				ACライト	36kg				ACライト	70kg	
	長岡京市	乙訓消防組合長岡京消防署		パーライト	50L	長岡京市	乙訓消防組合消防本部	20	吸着マット	450枚	
				ACライト	54kg				ACライト	90kg	
	大山崎町	乙訓消防組合大山崎消防署		吸着マット	475枚		乙訓消防組合長岡京消防署	38	吸着マット	200枚	
				ACライト	70kg				ACライト	70kg	
						大山崎町	乙訓消防組合大山崎消防署	10	吸着マット	550枚	
									ACライト	40kg	

27	(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						(参考資料) 流出油防除資機材備蓄一覧表						時点更新に伴う修正 【城陽市】
	所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材 種類	数量	処理剤 種類	数量	所在地	備蓄事業所 (機関名)	吸着材 種類	数量	処理剤 種類	数量	
	城陽市	城陽市消防本部	吸着マット	210枚	乳化分散剤	90L	城陽市	城陽市消防本部	吸着マット	160枚	乳化分散剤	10L	
			ACライト	110kg					ACライト	150kg			
			パーライト	90kg					(削除)	(削除)			
			塩化カルシウム	50kg					塩化カルシウム	75kg			
頁	現行						修正						修正理由
	海難事故対策計画編						海難事故対策計画編						
36	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「事故(警戒)対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 海難事故警戒体制及び事故対策本部の設置 大規模海難事故が発生したときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監(危機管理部長)、府民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。(本部長：知事) 2 海難事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及						第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第5「 <u>事故警戒(対策)</u> 本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 海難事故警戒 <u>本部</u> 及び事故対策本部の設置 大規模海難事故が発生したときは、直ちに防災監が <u>必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて</u> 関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監(危機管理部長)、 <u>総合政策</u> 環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。(本部長：知事) 2 海難事故警戒 <u>本部</u> の要員、事故対策本部の組織及						事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】

	び要員 海難事故警戒体制及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。	び要員 海難事故警戒 本部 及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第 5 に定める組織を基準とする。																																																																		
37	事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table><tr><th>部名</th><th>事故警戒体制</th><th>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td>文化生活総務課 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td></tr><tr><td>商工労働観光部</td><td></td><td>産業労働総務課 1</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td>水産課 1</td><td>農政課 1、水産課 1</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td>道路管理課 1、河川課 1、港湾局 1</td><td>監理課 1、道路管理課 1、河川課 2、水道政策課 1、港湾局 1</td></tr><tr><td>教 育 庁</td><td></td><td>総務企画課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総 務 部		総務調整課 1	総合政策環境部		政策環境総務課 1	文化生活部		文化生活総務課 1	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	商工労働観光部		産業労働総務課 1	農林水産部	水産課 1	農政課 1、水産課 1	建設交通部	道路管理課 1、河川課 1、港湾局 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 2、水道政策課 1、港湾局 1	教 育 庁		総務企画課 1	海難事故警戒 本部 及び海難事故対策本部の配備 <table><tr><th>部 名</th><th>海難事故警戒本部基本配備</th><th>海難事故警戒本部 1号配備</th><th>海難事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td></td><td>文化生活総務課 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td></td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td></tr><tr><td>商工労働観光</td><td></td><td></td><td>産業労働総務課 1</td></tr></table>	部 名	海難事故警戒 本部 基本配備	海難事故警戒 本部 1号配備	海難事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部			総務調整課 1	総合政策環境部			政策環境総務課 1	文化生活部			文化生活総務課 1	健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	商工労働観光			産業労働総務課 1	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒体制	事故対策本部																																																																		
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																																		
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																																		
総 務 部		総務調整課 1																																																																		
総合政策環境部		政策環境総務課 1																																																																		
文化生活部		文化生活総務課 1																																																																		
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1																																																																		
商工労働観光部		産業労働総務課 1																																																																		
農林水産部	水産課 1	農政課 1、水産課 1																																																																		
建設交通部	道路管理課 1、河川課 1、港湾局 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 2、水道政策課 1、港湾局 1																																																																		
教 育 庁		総務企画課 1																																																																		
部 名	海難事故警戒 本部 基本配備	海難事故警戒 本部 1号配備	海難事故対策本部																																																																	
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																																	
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																																	
総務部			総務調整課 1																																																																	
総合政策環境部			政策環境総務課 1																																																																	
文化生活部			文化生活総務課 1																																																																	
健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1																																																																	
商工労働観光			産業労働総務課 1																																																																	

	<table><tr><td>警 察 本 部</td><td>警備第一課2、交通規制課1</td><td>警備第一課2、交通規制課1</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td><td>総務課1</td></tr></table>	警 察 本 部	警備第一課2、交通規制課1	警備第一課2、交通規制課1	議会事務局		総務課1	<table><tr><td>部</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農林水産部</td><td></td><td>水産課1</td><td>農政課1、水産課1</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td></td><td>道路管理課1、河川課1、港湾局1</td><td>監理課1、道路管理課1、河川課2、水道政策課1、港湾局1</td></tr><tr><td>教育庁</td><td></td><td></td><td>総務企画課1</td></tr><tr><td>警察本部</td><td></td><td>警備第一課2、交通規制課1、</td><td>警備第一課2、交通規制課1</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td><td></td><td>総務課1</td></tr></table>	部				農林水産部		水産課1	農政課1、水産課1	建設交通部		道路管理課1、河川課1、港湾局1	監理課1、道路管理課1、河川課2、水道政策課1、港湾局1	教育庁			総務企画課1	警察本部		警備第一課2、交通規制課1、	警備第一課2、交通規制課1	議会事務局			総務課1	
警 察 本 部	警備第一課2、交通規制課1	警備第一課2、交通規制課1																															
議会事務局		総務課1																															
部																																	
農林水産部		水産課1	農政課1、水産課1																														
建設交通部		道路管理課1、河川課1、港湾局1	監理課1、道路管理課1、河川課2、水道政策課1、港湾局1																														
教育庁			総務企画課1																														
警察本部		警備第一課2、交通規制課1、	警備第一課2、交通規制課1																														
議会事務局			総務課1																														
頁	現行	修正	修正理由																														
	航空事故対策計画編	航空事故対策計画編																															
50	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置 突発的航空事故が発生したときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、建設交通部長、健康福祉部長及び防災監による協議の	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第5「事故警戒（対策）本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 航空事故警戒本部及び事故対策本部の設置 突発的航空事故が発生したときは、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																														

	結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 航空事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 航空事故警戒体制及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。	環境部長、建設交通部長、健康福祉部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 航空事故警戒本部の要員、事故対策本部の組織及び要員 航空事故警戒本部及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第5に定める組織を基準とする。																																																											
50	事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table><tr><th>部名</th><th>事故警戒体制</th><th>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td>文化生活総務課 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td></tr><tr><td>商工労働観光部</td><td></td><td>産業労働総務課 1</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td></td><td>農政課 1</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td>道路管理課 1、交通政策課 1</td><td>監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総 務 部		総務調整課 1	総合政策環境部		政策環境総務課 1	文化生活部		文化生活総務課 1	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	商工労働観光部		産業労働総務課 1	農林水産部		農政課 1	建設交通部	道路管理課 1、交通政策課 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1	航空事故警戒本部及び航空事故対策本部の配備 <table><tr><th>部 名</th><th>航空事故警戒本部基本配備</th><th>航空事故警戒本部 1 号配備</th><th>航空事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td></td><td>文化生活総務課 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td></td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課</td></tr></table>	部 名	航空事故警戒本部基本配備	航空事故警戒本部 1 号配備	航空事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部			総務調整課 1	総合政策環境部			政策環境総務課 1	文化生活部			文化生活総務課 1	健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒体制	事故対策本部																																																											
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																											
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																											
総 務 部		総務調整課 1																																																											
総合政策環境部		政策環境総務課 1																																																											
文化生活部		文化生活総務課 1																																																											
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1																																																											
商工労働観光部		産業労働総務課 1																																																											
農林水産部		農政課 1																																																											
建設交通部	道路管理課 1、交通政策課 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1																																																											
部 名	航空事故警戒本部基本配備	航空事故警戒本部 1 号配備	航空事故対策本部																																																										
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																										
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																										
総務部			総務調整課 1																																																										
総合政策環境部			政策環境総務課 1																																																										
文化生活部			文化生活総務課 1																																																										
健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課																																																										

	<table><tr><td>教 育 庁</td><td></td><td>総務企画課 1</td></tr><tr><td>警 察 本 部</td><td>捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1</td><td>捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td><td>総務課 1</td></tr></table>	教 育 庁		総務企画課 1	警 察 本 部	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	議会事務局		総務課 1	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>商工労働観光部</td><td></td><td></td><td>産業労働総務課 1</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td></td><td></td><td>農政課 1</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td></td><td>道路管理課 1、交通政策課 1</td><td>監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1</td></tr><tr><td>教育庁</td><td></td><td></td><td>総務企画課 1</td></tr><tr><td>警察本部</td><td></td><td>捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1</td><td>捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1</td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td><td></td><td>総務課 1</td></tr></table>				1	商工労働観光部			産業労働総務課 1	農林水産部			農政課 1	建設交通部		道路管理課 1、交通政策課 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1	教育庁			総務企画課 1	警察本部		捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	議会事務局			総務課 1	
教 育 庁		総務企画課 1																																						
警 察 本 部	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1																																						
議会事務局		総務課 1																																						
			1																																					
商工労働観光部			産業労働総務課 1																																					
農林水産部			農政課 1																																					
建設交通部		道路管理課 1、交通政策課 1	監理課 1、道路管理課 1、河川課 1、水道政策課 1																																					
教育庁			総務企画課 1																																					
警察本部		捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	捜査第一課 1、警備第一課 1、交通規制課 1																																					
議会事務局			総務課 1																																					
頁	現行	修正	修正理由																																					
	鉄道災害対策計画編	鉄道災害対策計画編																																						
63	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「<u>事故（警戒）対策本部の設置</u>」によるほか、次のとおりとする。 1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置 突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第5「<u>事故警戒（対策）本部の設置</u>」によるほか、次のとおりとする。 1 鉄道事故警戒本部及び事故対策本部の設置 突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに防災監が<u>必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて</u>関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																																					

	合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 鉄道事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。	嚴重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 鉄道事故警戒本部の要員、事故対策本部の組織及び要員 鉄道事故警戒本部及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第5に定める組織を基準とする。																																																				
63	事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table><tr><td>部名</td><td>事故警戒体制</td><td>事故対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td>文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td></tr><tr><td>商工労働観光部</td><td></td><td>産業労働総務課 1</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td></td><td>農政課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総 務 部		総務調整課 1	総合政策環境部		政策環境総務課 1	文化生活部		文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	商工労働観光部		産業労働総務課 1	農林水産部		農政課 1	鉄道事故警戒本部及び鉄道事故対策本部の配備 <table><tr><td>部 名</td><td>鉄道事故警戒本部基本配備</td><td>鉄道事故警戒本部 1号配備</td><td>鉄道事故対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td></td><td>政策環境総務課 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td></td><td>文化生活総務課 1、府民総合案内・相談</td></tr></table>	部 名	鉄道事故警戒本部基本配備	鉄道事故警戒本部 1号配備	鉄道事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部			総務調整課 1	総合政策環境部			政策環境総務課 1	文化生活部			文化生活総務課 1、府民総合案内・相談	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒体制	事故対策本部																																																				
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																				
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																				
総 務 部		総務調整課 1																																																				
総合政策環境部		政策環境総務課 1																																																				
文化生活部		文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1																																																				
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1																																																				
商工労働観光部		産業労働総務課 1																																																				
農林水産部		農政課 1																																																				
部 名	鉄道事故警戒本部基本配備	鉄道事故警戒本部 1号配備	鉄道事故対策本部																																																			
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																			
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																			
総務部			総務調整課 1																																																			
総合政策環境部			政策環境総務課 1																																																			
文化生活部			文化生活総務課 1、府民総合案内・相談																																																			

	建設交通部	道路管理課 1、交通政策課 1	監理課 1、道路管理課 1、交通政策課 1、水道政策課 1				センター 1	
	警察本部	捜査第一課 1、地域課 1、交通捜査課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	捜査第一課 1、地域課 1、交通捜査課 1、警備第一課 1、交通規制課 1			健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	
	議会事務局		総務課 1			商工労働観光部	産業労働総務課 1	
						農林水産部	農政課 1	
						建設交通部	道路管理課 1、交通政策課 1	
						警察本部	捜査第一課 1、地域課 1、交通捜査課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	
						議会事務局	総務課 1	

頁	現行	修正	修正理由																								
	道路災害対策計画編	道路災害対策計画編																									
75	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置 突発的道路事故が発生したときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、嚴重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 道路事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 道路事故警戒体制及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第5「事故警戒（対策）本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 道路事故警戒本部及び事故対策本部の設置 突発的道路事故が発生したときは、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、嚴重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 道路事故警戒本部の要員、事故対策本部の組織及び要員 道路事故警戒本部及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第5に定める組織を基準とする。	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																								
75	事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table><tr><th>部名</th><th>事故警戒体制</th><th>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部		総務調整課 1	道路事故警戒本部及び道路事故対策本部の配備 <table><tr><th>部名</th><th>道路事故警戒本部</th><th>道路事故警戒本部 1号配備</th><th>道路事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策</td><td>危機管理総務課・災害対策</td><td>危機管理総務課・災害対策</td></tr></table>	部名	道路事故警戒本部	道路事故警戒本部 1号配備	道路事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒体制	事故対策本部																									
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																									
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																									
総務部		総務調整課 1																									
部名	道路事故警戒本部	道路事故警戒本部 1号配備	道路事故対策本部																								
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																								
危機管理部	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策																								

総合政策環境部 文化生活部 健康福祉部 商工労働観光部 農林水産部 建設交通部 警察本部 議会事務局		政策環境総務課 1	災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2 総務部 総合政策環境部 文化生活部 健康福祉部 商工労働観光部 農林水産部 建設交通部 警察本部 議会事務局	課・原子力防災課・消防保安課 6	課・原子力防災課・消防保安課 10
		文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1			
	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1			総務調整課 1
		産業労働総務課 1			政策環境総務課 1
		農政課 1			文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1
	道路建設課 1、道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 2、水道政策課 1			健康福祉総務課 1、医療課 1
	交通規制課 1、警備第一課 1	交通規制課 1、警備第一課 1			産業労働総務課 1
		総務課 1			農政課 1
災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2 総務部 総合政策環境部 文化生活部 健康福祉部 商工労働観光部 農林水産部 建設交通部 警察本部 議会事務局			災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2 総務部 総合政策環境部 文化生活部 健康福祉部 商工労働観光部 農林水産部 建設交通部 警察本部 議会事務局	道路建設課 1、道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 2、水道政策課 1
				交通規制課 1、警備第一課 1	交通規制課 1、警備第一課 1
					総務課 1

頁	現行	修正	修正理由																								
	危険物等災害対策計画編	危険物等災害対策計画編																									
90	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置 危険物等事故が発生したときは、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 危険物等事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第5「事故警戒（対策）本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 危険物等事故警戒本部及び事故対策本部の設置 危険物等事故が発生したときは、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 危険物等事故警戒本部の要員、事故対策本部の組織及び要員 危険物等事故警戒本部及び事故対策本部の要員は下表のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第5に定める組織を基準とする。	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																								
90	事故警戒体制及び事故対策本部の配備	危険物等事故警戒本部及び危険物等事故対策本部の配備	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																								
	<table><tr><th>部名</th><th>事故警戒体制</th><th>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td>総務調整課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部		総務調整課 1	<table><tr><th>部 名</th><th>危険物等事故警戒本部基本配備</th><th>危険物等事故警戒本部 1 号配備</th><th>危険物等事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課</td><td>危機管理総務課・災害対策</td><td>危機管理総務課・災害対策</td></tr></table>	部 名	危険物等事故警戒本部基本配備	危険物等事故警戒本部 1 号配備	危険物等事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策	
部名	事故警戒体制	事故対策本部																									
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																									
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																									
総務部		総務調整課 1																									
部 名	危険物等事故警戒本部基本配備	危険物等事故警戒本部 1 号配備	危険物等事故対策本部																								
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																								
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課	危機管理総務課・災害対策	危機管理総務課・災害対策																								

	総合政策環境部		政策環境総務課 1、 環境管理課 1			<u>課・原子力防 災課・消防保 安課 2</u>	課・原子力防災 課・消防保安課 6	課・原子力防 災課・消防保 安課 10	
	文化生活部	生活衛生課 1	文化生活総務課 1、 府民総合案内・相談 センター 1、生活衛 生課 1		総務部			総務調整課 1	
	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1、薬 務課 1 (毒劇物事 故)、 <u>生活衛生課 1</u>	健康福祉総務課 1、 医療課 1、薬務課 1 (毒劇物事故)		総合政 策環境 部			政策環境総務 課 1、環境管 理課 1	
	商工労働観光部	産業立地課 1 (都市 ガス等事故)	産業労働総務課 1、 産業立地課 1 (都市ガ ス等事故)		文化生 活部		生活衛生課 1	文化生活総務 課 1、府民総 合案内・相談 センター 1、 生活衛生課 1	
	農林水産部	水産課 1 (海上の事 故)	農政課 1、水産課 1 (海上の事故)		健康福 祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1、 薬務課 1 (毒劇 物事故) <u>(削 除)</u>	健康福祉総務 課 1、医療課 1、薬務課 1 (毒劇物事故)	
	建設交通部	道路管理課 1 (道路 上の事故) 河川課 1 (河川及び 海上の事故)、港湾 局 1 (海上の事故)	監理課 1、道路管理 課 1 (道路上の事故) 河川課 2 (河川及び海 上の事故)、公営企業 経営課 1、水道政策 課 1、港湾局 1 (海上 の事故)		商工労 働観光 部		産業立地課 1 (都市ガス等事 故)	産業労働総務 課 1、産業 立地課 1 (都 市ガス等事故)	
	教育庁		総務企画課 1		農林水 産部		水産課 1 (海上 の事故)	農政課 1、水 産課 1 (海上 の事故)	
	警 察 本 部	生活安全企画課 1、警	生活安全企画課 1、警備						

		備第一課 1、交通規制課 1	第一課 1、交通規制課 1		建設交通部		道路管理課 1 (道路上の事故) 河川課 1 (河川及び海上の事故)、港湾局 1 (海上の事故)	監理課 1、道路管理課 1 (道路上の事故) 河川課 2 (河川及び海上の事故)、公営企業経営課 1、水道政策課 1、港湾局 1 (海上の事故)	
	議会事務局		総務課 1		教育庁			総務企画課 1	
					警察本部		生活安全企画課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	生活安全企画課 1、警備第一課 1、交通規制課 1	
					議会事務局			総務課 1	

頁	現行	修正	修正理由																					
	大規模火災対策計画編	大規模火災対策計画編																						
104	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第6「 <u>事故（警戒）対策本部の設置</u> 」によるほか、次のとおりとする。 1 大規模火災警戒 <u>体制</u> 及び大規模火災対策本部の設置 大規模火災が発生した場合は、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害状況の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、 <u>府民環境部長</u> 、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は大規模火災対策本部を設置する。 （本部長：知事） 2 大規模火災警戒 <u>体制</u> の要員、大規模火災対策本部の組織及び要員 大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、大規模火災対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第 <u>6</u> に定める組織を基準とする。	第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 一般編第3編第1章第2節第 <u>5</u> 「 <u>事故警戒（対策）本部の設置</u> 」によるほか、次のとおりとする。 1 大規模火災警戒 <u>本部</u> 及び大規模火災対策本部の設置 大規模火災が発生したときは、直ちに防災監が <u>必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて</u> 関係部局等に対して、被害状況の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、 <u>総合政策</u> 環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は大規模火災対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 大規模火災警戒 <u>本部</u> の要員、大規模火災対策本部の組織及び要員 大規模火災警戒 <u>本部</u> 及び大規模火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、大規模火災対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第 <u>5</u> に定める組織を基準とする。	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】																					
	大規模火災警戒 <u>体制</u> 及び大規模火災対策本部の配備 <table><tr><td>部名</td><td>大規模火災警戒体制</td><td>大規模火災対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課1</td></tr></table>	部名	大規模火災警戒体制	大規模火災対策本部	知事直轄組織	広報課1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課1	大規模火災警戒 <u>本部</u> 及び大規模火災対策本部の配備 <table><tr><td>部名</td><td><u>大規模火災警戒本部基本配備</u></td><td>大規模火災警戒本部1号配備</td><td>大規模火災対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管</td><td><u>危機管理総務</u></td><td>危機管理総務</td><td>危機管理総務</td></tr></table>	部名	<u>大規模火災警戒本部基本配備</u>	大規模火災警戒本部1号配備	大規模火災対策本部	知事直轄組織		広報課1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管	<u>危機管理総務</u>	危機管理総務	危機管理総務	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	大規模火災警戒体制	大規模火災対策本部																						
知事直轄組織	広報課1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																						
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課1																						
部名	<u>大規模火災警戒本部基本配備</u>	大規模火災警戒本部1号配備	大規模火災対策本部																					
知事直轄組織		広報課1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																					
危機管	<u>危機管理総務</u>	危機管理総務	危機管理総務																					

		安課 6	0		理部	<u>課・災害対策</u> <u>課・原子力防</u> <u>災課・消防保</u> <u>安課 2</u>	課・災害対策 課・原子力防災 課・消防保安課 6	課・災害対策 課・原子力防 災課・消防保 安課 1 0	
	総 務 部		総務調整課 1		総務部			総務調整課 1	
	総合政策環境部		政策環境総務課 1		総合政 策環境 部			政策環境総務 課 1	
	文化生活部		文化生活総務課 1、 府民総合案内・相談 センター 1、生活衛 生課 1		文化生 活部			文化生活総務 課 1、府民総 合案内・相談 センター 1、 生活衛生課 1	
	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、 医療課 1		健康福 祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務 課 1、医療課 1	
	商工労働観光部		産業労働総務課 1		商工労 働観光 部			産業労働総務 課 1	
	農林水産部		農政課 1		農林水 産部			農政課 1	
	建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理 課 1、水道政策課 1		建設交 通部		道路管理課 1	監理課 1、道 路管理課 1、 水道政策課 1	
	教育庁		総務企画課 1						
	警 察 本 部	地域課 1、交通規制課 1 警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1 警備第一課 1						
	議会事務局		総務課 1						

		教育庁			総務企画課 1										
		警察本部		地域課 1、交通規制課 1 警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1 警備第一課 1										
		議会事務局			総務課 1										
頁	現行	修正				修正理由									
	林野火災対策計画編	林野火災対策計画編													
116	第 3 編 応急対策計画 第 1 節 府の活動体制 第 2 活動体制 一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の設置 林野火災が発生した場合は、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は林野火災対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 林野火災警戒体制の要員、林野火災対策本部の組織及び要員 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、林野火災対策本部の組織は、一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 6 に定める組織を基準とする。	第 3 編 応急対策計画 第 1 節 府の活動体制 第 2 活動体制 一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 5「事故警戒（対策）本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 林野火災警戒本部及び林野火災対策本部の設置 林野火災が発生したときは、直ちに防災監が必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、総合政策環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は林野火災対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 林野火災警戒本部の要員、林野火災対策本部の組織及び要員 林野火災警戒本部及び林野火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、林野火災対策本部の組織は、一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 5 に定める組織を基準とする。				事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】									
116	林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の配備	林野火災警戒本部及び林野火災対策本部の配備				事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】									
	<table><tr><td>部名</td><td>林野火災警戒体制</td><td>林野火災対策本部</td></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課 1、広報課 1、職員</td></tr></table>	部名	林野火災警戒体制	林野火災対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員	<table><tr><td>部 名</td><td>林野火災警戒本部基本配備</td><td>林野火災警戒本部 1 号配備</td><td>林野火災対策本部</td></tr></table>	部 名	林野火災警戒本部基本配備	林野火災警戒本部 1 号配備	林野火災対策本部			
部名	林野火災警戒体制	林野火災対策本部													
知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員													
部 名	林野火災警戒本部基本配備	林野火災警戒本部 1 号配備	林野火災対策本部												

			総務課1、会計課1		知事直轄組織		広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1	
	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10		危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	
	総務部		総務調整課 1		総務部			総務調整課 1	
	総合政策環境部		政策環境総務課 1		総合政策環境部			政策環境総務課 1	
	文化生活部		文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、生活衛生課 1		文化生活部			文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、生活衛生課 1	
	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1		健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	
	商工労働観光部		産業労働総務課 1		商工労働観光部			産業労働総務課 1	
	農林水産部	林業振興課 1	農政課 1、林業振興課 1		農林水産部		林業振興課 1	農政課 1、林業振興課 1	
	建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1、水道政策課 1		建設交通部				
	教育庁		総務企画課 1		教育庁				
	警察本部	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	地域課 1、警備第一課 1、交通規制課 1		警察本部				
	議会事務局		総務課 1		議会事務局				

		建設交通 部		道路管理課 1	監理課 1、道 路管理課 1、 水道政策課 1	
		教 育 庁			総務企画課 1	
		警 察 本 部		地域課 1、警 備第一課 1、 交通規制課 1		
		議会事務 局		総務課 1		
頁	現 行	修 正				修正理由
	広域停電事故対策計画編	広域停電事故対策計画編				
127	第 3 編 応急対策計画 第 1 節 府の活動体制 第 2 活動体制 一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 6 「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。 1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置 広域停電事故が発生した場合は、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 広域停電事故警戒体制の要員、事故対策本部の組織及び要員 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の要員は、下記のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 6 に定める組織を基準する。	第 3 編 応急対策計画 第 1 節 府の活動体制 第 2 活動体制 一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 5 「 <u>事故警戒（対策）本部の設置</u> 」によるほか、次のとおりとする。 1 広域停電事故警戒 <u>本部</u> 及び事故対策本部の設置 広域停電事故が発生したときは、直ちに防災監が <u>必要な情報を収集する体制を構築し、その後、状況に応じて</u> 関係部局等に対して、被害状況の収集・集約・救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、 <u>総合政策</u> 環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は事故対策本部を設置する。（本部長：知事） 2 広域停電事故警戒 <u>本部</u> の要員、事故対策本部の組織及び要員 広域停電事故警戒 <u>本部</u> 及び事故対策本部の要員は、下記のとおりとし、事故対策本部の組織は、一般編第 3 編第 1 章第 2 節第 5 に定める組織を基準する。				事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																																																									
127	事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <table><tr><th>部名</th><th>事故警戒体制</th><th>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総 務 部</td><td></td><td>総務調整課 1、府有資産活用課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td>政策環境総務課 1</td><td>政策環境総務課 1、総合政策室 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td>生活衛生課 1</td><td>文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td><td>健康福祉総務課 1、医療課 1</td></tr><tr><td>商工労働観光部</td><td>産業立地課 1</td><td>産業労働総務課 1、産業立地課 1</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td></td><td>農政課 1</td></tr><tr><td>建設交通部</td><td>道路管理課 1</td><td>監理課 1、道路管理課 1、水道政策課 1</td></tr><tr><td>教育庁</td><td></td><td>総務企画課 1</td></tr></table>	部名	事故警戒体制	事故対策本部	知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総 務 部		総務調整課 1、府有資産活用課 1	総合政策環境部	政策環境総務課 1	政策環境総務課 1、総合政策室 1	文化生活部	生活衛生課 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1	健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	商工労働観光部	産業立地課 1	産業労働総務課 1、産業立地課 1	農林水産部		農政課 1	建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1、水道政策課 1	教育庁		総務企画課 1	<u>広域停電</u>事故警戒本部及び<u>広域停電</u>事故対策本部の配備 <table><tr><th>部 名</th><th><u>広域停電事故警戒本部基本配備</u></th><th><u>広域停電</u>事故警戒本部 1 号配備</th><th><u>広域停電</u>事故対策本部</th></tr><tr><td>知事直轄組織</td><td></td><td>広報課 1</td><td>秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td><u>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</u></td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6</td><td>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10</td></tr><tr><td>総務部</td><td></td><td></td><td>総務調整課 1、府有資産活用課 1</td></tr><tr><td>総合政策環境部</td><td></td><td>政策環境総務課 1</td><td>政策環境総務課 1、総合政策室 1</td></tr><tr><td>文化生活部</td><td></td><td>生活衛生課 1</td><td>文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1</td></tr></table>	部 名	<u>広域停電事故警戒本部基本配備</u>	<u>広域停電</u> 事故警戒本部 1 号配備	<u>広域停電</u> 事故対策本部	知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1	危機管理部	<u>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</u>	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10	総務部			総務調整課 1、府有資産活用課 1	総合政策環境部		政策環境総務課 1	政策環境総務課 1、総合政策室 1	文化生活部		生活衛生課 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1	事故警戒本部の体制強化に伴う修正 【危機管理部】
部名	事故警戒体制	事故対策本部																																																										
知事直轄組織	広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																										
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																										
総 務 部		総務調整課 1、府有資産活用課 1																																																										
総合政策環境部	政策環境総務課 1	政策環境総務課 1、総合政策室 1																																																										
文化生活部	生活衛生課 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1																																																										
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1																																																										
商工労働観光部	産業立地課 1	産業労働総務課 1、産業立地課 1																																																										
農林水産部		農政課 1																																																										
建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1、水道政策課 1																																																										
教育庁		総務企画課 1																																																										
部 名	<u>広域停電事故警戒本部基本配備</u>	<u>広域停電</u> 事故警戒本部 1 号配備	<u>広域停電</u> 事故対策本部																																																									
知事直轄組織		広報課 1	秘書課1、広報課1、職員総務課1、会計課1																																																									
危機管理部	<u>危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 2</u>	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 10																																																									
総務部			総務調整課 1、府有資産活用課 1																																																									
総合政策環境部		政策環境総務課 1	政策環境総務課 1、総合政策室 1																																																									
文化生活部		生活衛生課 1	文化生活総務課 1、府民総合案内・相談センター 1。生活衛生課 1																																																									

	警 察 本 部	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1		健康福祉部		健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1	
	議会事務局		総務課 1		商工労働観光部		産業立地課 1	産業労働総務課 1、産業立地課 1	
					農林水産部			農政課 1	
					建設交通部		道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1、水道政策課 1	
					教育庁			総務企画課 1	
					警察本部		地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	
					議会事務局			総務課 1	